

「内装の意匠」に係る意匠審査基準の改訂について（案）

要約資料

目次

1. 「内装の意匠」に係る意匠法改正の概要
2. 「内装の意匠」として認められるための要件（8条の2関連）
3. 「内装の意匠」ごとの出願（7条、8条の2関連）
4. 「内装の意匠」の明確な開示（3条本文・6条・7条関連）
5. 「内装の意匠」の新規性（3条1項3号関連）
6. 「内装の意匠」の創作非容易性（3条2項）

1. 「内装の意匠」に係る意匠法改正の概要

1. 内装の意匠に係る意匠法改正の概要

令和元年の意匠法改正により、
内装の意匠に係る条文が新設された（8条の2）

改正法

（内装の意匠）

第八条の二

店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

近年、企業が店舗内装のデザインに特徴的な工夫を凝らしてブランド価値を創出し、サービスの提供や製品の販売を行う事例や、オフィス家具・関連機器を扱う企業が、自社の製品を用いつつ、特徴的なオフィスデザインを設計し、顧客に提供する事例が増えてきている。

そこで、意匠権による内装デザインの保護が可能となるよう、意匠法第8条の2が新設された。

Apple 表参道

※2019年9月現在、店舗の一部をリニューアル中



2. 「内装の意匠」として認められるための要件（8条の2関連）

2. 「内装の意匠」として認められるための要件

「内装の意匠」として、改正意匠法第8条の2の適用を受けられる要件は以下のとおりとし、審査基準に明記してはどうか。（各要件の詳細は次頁以降に記載）

「内装の意匠」として意匠登録を受けるための要件（案）

1. 店舗、事務所その他の施設の内部であること

- 1-1. 店舗、事務所その他の施設に該当すること
- 1-2. 内部に該当すること

2. 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること

- 2-1. 意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
- 2-2. 複数の物品等から構成されるものであること

3. 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

改正法

（内装の意匠）

第八条の二

店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

2. 「内装の意匠」として認められるための要件

1. 店舗、事務所その他の施設の内部であること

1-1. 店舗、事務所その他の施設に該当すること

改正意匠法第8条の2には、内装の意匠の対象として、「店舗」や「事務所」に加え、「その他の施設」が規定されている。

この「その他の施設」には、意匠法の法目的（意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与する）に照らし、例えば、宿泊施設、医療施設、教育施設、興行場、住宅※など、人がその内部に入り一定時間を過ごすためのあらゆる施設が含まれる旨を、審査基準に明記してはどうか。

また、「施設」との語は、その対象が不動産に限られないことから、「施設」には、不動産に加え動産も含む旨を併せて明記してはどうか。

※意匠権者は登録意匠これに類似する意匠の実施をする権利を占有するが、業として実施する場合に限られる（意匠法第23条 意匠権の効力）

「店舗、事務所、その他の施設」に該当するための要件（案）

- ・ 審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、その内部において人が一定時間を過ごすためのものである場合には、「店舗、事務所、その他の施設」に該当するものと判断する。
- ・ 上記の要件を満たすものである場合は動産を含む。
（例：客船、鉄道車両、旅客機 など）

2. 「内装の意匠」として認められるための要件

1. 店舗、事務所その他の施設の内部であること

1-2. 内部に該当すること

改正意匠法第8条の2が、「施設の内部の設備及び装飾を構成する」と規定していることに照らし、内装の意匠として意匠登録を受けるためには、出願に係る意匠が、施設の内部を主としたものであることが必要な旨を審査基準に明記してはどうか。

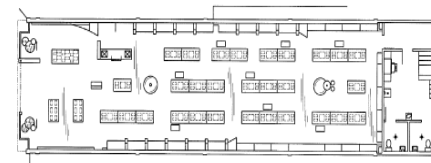
他方、施設内外のつながりを考慮した内装の創作があることをふまえ、必ずしも内部空間全体が完全に閉じている必要はなく、開口部及び施設の内部に連続し、これらに付随する外部が含まれていてもよい旨も併せて明記してはどうか。

なお、意匠法上の意匠は「視覚を通じて美感を起こさせるものをいう」ことから（2条）当該施設の利用者が、通常の使用状態において視認することのない範囲は除く旨も明記してはどうか。

「内部に該当すること」を満たすための要件（案）

- 施設の内部を主としたものであること。ただし、開口部及び施設の内部に連続し、それに付随する外部が含まれていてもよい。

（参考）米国の意匠特許例
店舗正面のファサードやディスプレイデザインを含む「店舗の内装」
USD638,139
Store Interior with a Storefront



- 保守等の目的でしか内部に入ることが無いもののように、当該施設の用途に照らした通常の使用状態において、その施設の利用者が肉眼によって視認することのない範囲のものを除く。

（例：ガスタンクの内部、コンクリートミキサー車の内部、天井裏、壁裏、床下の空間、パイプスペースなど）

2. 「内装の意匠」として認められるための要件

2. 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること

2-1. 意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること

改正意匠法第8条の2が「施設の内部の設備及び装飾を構成する物品、建築物又は画像」と規定していることに照らし、「**内装の意匠**」に含めることができるのは、**意匠法上の物品、建築物又は画像**である旨を、事例と併せて審査基準に明記してはどうか。

「内装の意匠」を構成するとして適切なものの例

- ・机、椅子、ベッド、衝立などの家具類
- ・陳列棚などの什器類
(販売商品等が含まれていても可)
- ・照明器具
- ・備え付けのモニターやスクリーンに表示、投影される画像



※自然物の扱い

壁面や天井等を装飾する素材等として自然物を使用した保形性のあるものは、内装の意匠を構成するものとして取り扱う。

「内装の意匠」を構成するとして不適切なものの例

■意匠法上の意匠でないもの

- ・人間、犬、猫、観賞魚などの動物
- ・植物 (ただし造花は物品の意匠として認められる)
- ・蒸気、煙、砂塵、火炎、水 (ただし保形性ある容器に入ったものは除く) など、不定形のもの
- ・内装空間を演出する香りや音
- ・自然の地形そのもの



ただし、願書の記載または図面等の描き分けにより、「内装の意匠」を構成しないものが明確な場合は、拒絶理由の対象とせず、当該内装の意匠を構成しないものの削除も要しない。

これらの記載がなく、意匠法上の物品に該当しないものが含まれると判断される場合、8条の2に基づく拒絶理由を通知する。

※照明の扱いについて

照明器具が点灯等することにより、内装自体に模様又は色彩が表れる場合は、当該色彩や模様についても、出願に係る意匠の形態を構成する要素として取り扱う。

※本事例は、照明が点灯した状態の内装を示すためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。



例：「代官山蔦屋書店」カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

2. 「内装の意匠」として認められるための要件

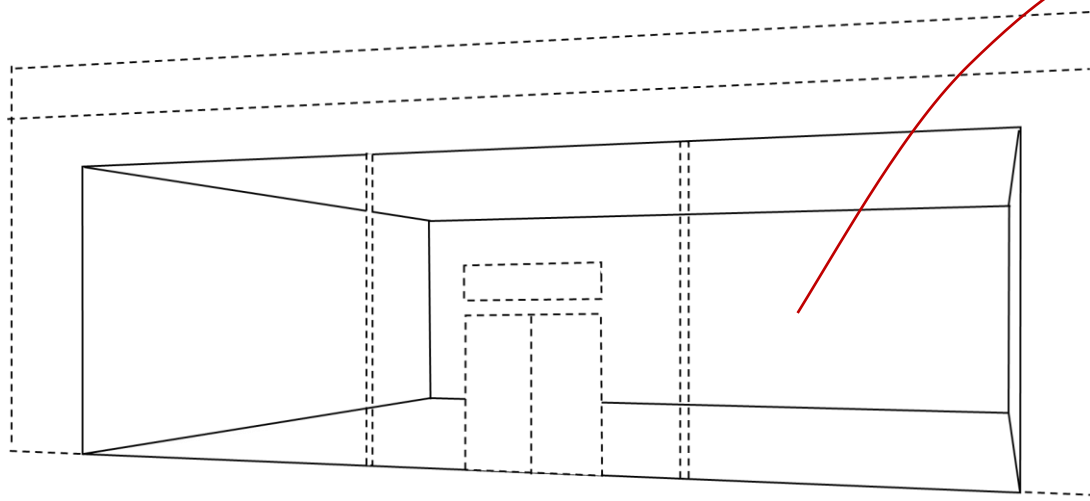
2. 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること

2-2. 複数の物品等から構成されること

改正意匠法第8条の2は、一物品等一出願の例外であり、複数の物品等から構成される内装について、一意匠として意匠登録を受けることができるものである。

よって、複数の物品等から構成されると認められないものは、内装意匠として意匠登録を受けることができない旨を、審査基準に明記してはどうか。

ただし、一意匠で構成されており、意匠法第8条の2が適用されず、内装の意匠として認められない場合であっても、「建築物の内部」の部分意匠として、意匠登録を受けることができる可能性がある。



「建築物の内部」の部分意匠として意匠登録を受けようとする例：自動車ショールーム

※本事例は、建築物の内部の部分意匠に係る出願例を説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すものではない。

この事例では、自動車ショールーム（建築物）の内部の意匠が一つ表されているのみで、複数の物品等から構成されるものとは認められない。

※内部に什器が一つ以上加わった場合は、複数の物品等から構成されるものと認められる。

複数の物品等か否かの考え方（案）

審査官は、図面上、床、壁、天井を含め、視覚的に複数の物品等として開示されていれば、複数の物品等から構成されるものと判断する。

また、内装の一部分について意匠登録を受けようとする場合、意匠登録を受けようとする部分のみならず、意匠登録を受けようとする部分以外の部分も含めて本要件を判断する。

2. 「内装の意匠」として認められるための要件

3. 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

改正意匠法第8条の2は、「内装の意匠」として意匠登録を受けるための要件として「内装全体として統一的な美感を起こさせるとき」と規定している。そこで、審査基準上に本要件を明記するとともに、本要件の判断に係る考え方を記載してはどうか。

具体的には、本要件は、内装意匠が複数の物品等を含めて一意匠として意匠登録を受けることを許容しつつ、それらの配置も含めた美感を保護対象とするために設けられた規定であることに照らし、本要件を満たすためには、出願された内装の意匠が、意匠全体として視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるものであることが必要となる旨を明記してはどうか。

他方、複数の物品を含めて一つの意匠として出願することを許容しつつも、それらの配置については意匠の構成要素としない組物の意匠（意匠法第8条）の場合と異なり、内装の意匠の場合は、意匠全体として視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせると判断できる場合は、各々の構成物品等の全てに統一的な形態が表されている必要はない旨も併せて記載してはどうか。

さらに、本要件の判断基準がより明確なものとなるよう、統一的な美感を起こさせるものの例、及び起こさせないものの例についても明記してはどうか。

「内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること」との要件の判断に係る具体的な考え方（案）

審査官は、内装の意匠として出願された意匠が、意匠全体として視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるものである場合には、本要件を満たしていると判断する。他方、出願された意匠が上記の要件を満たしている場合には、各々の構成物品等の全てに統一的な形態が表されているか否かについては不問とする。

なお、出願に係る意匠が物品等の部分について意匠登録を受けようとするものである場合は、意匠登録を受けようとする部分において、上記の要件を満たしているか否かを判断する。

2. 「内装の意匠」として認められるための要件

3. 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

内装全体として統一的な美感を起こさせるものの例、起こさせないものの例を、以下のとおり審査基準に明記してはどうか。

内装全体として統一的な美感を起こさせるものの例（案）

以下は例示であって、内装全体として統一的な美感を起こさせるのは、以下に限られるものでない。

- ① 構成物等に共通の形態処理がされているもの
- ② 構成物等が全体として一つのまとまった形状又は模様を表しているもの
- ③ 構成物等に觀念上の共通性があるもの
- ④ 構成物等を統一的な秩序に基づいて配置したもの
- ⑤ 内装の意匠全体が一つの意匠としての統一的な創作思想に基づき創作されており、全体の形態が視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるもの

内装全体として統一的な美感を起こさせないものの例（案）

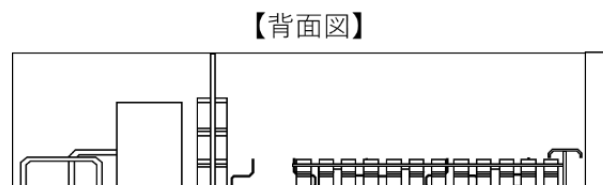
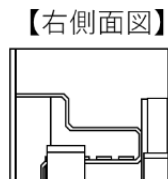
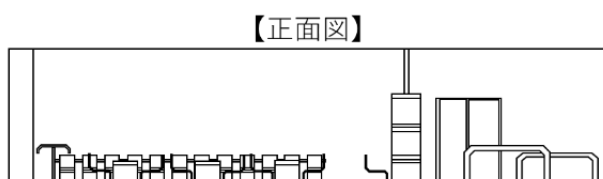
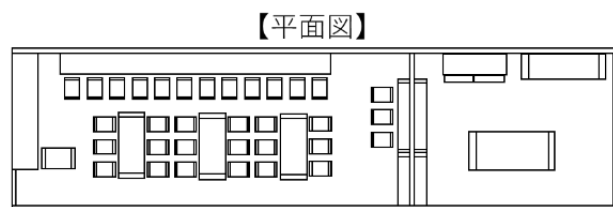
以下は例示であって、内装全体として統一的な美感を起こさせないのは、以下に限られるものでない。

- ① 内装の意匠全体としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの
- ② 統一的な創作思想に基づき創作されているものの、その統一感が視覚的に表わされていないもの

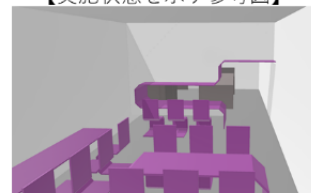
2. 「内装の意匠」として認められるための要件

3. 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

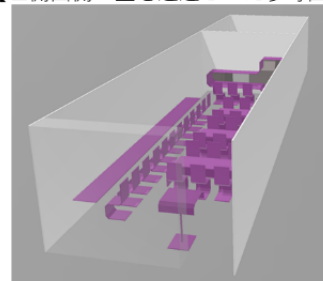
① 構成物等に共通の形態処理がされているものの例「喫茶店の内装」



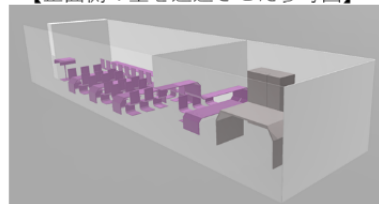
【実施状態を示す参考図】



【左側面側の壁を透過させた参考図】



【正面側の壁を透過させた参考図】



「喫茶店の内装」

特徴記載書

【意匠の特徴】

本願意匠は、厨房を仕切る壁に取り付けられた板状の部材、椅子、テーブル等の什器について、いずれも角を斜面状とした点に特徴がある。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

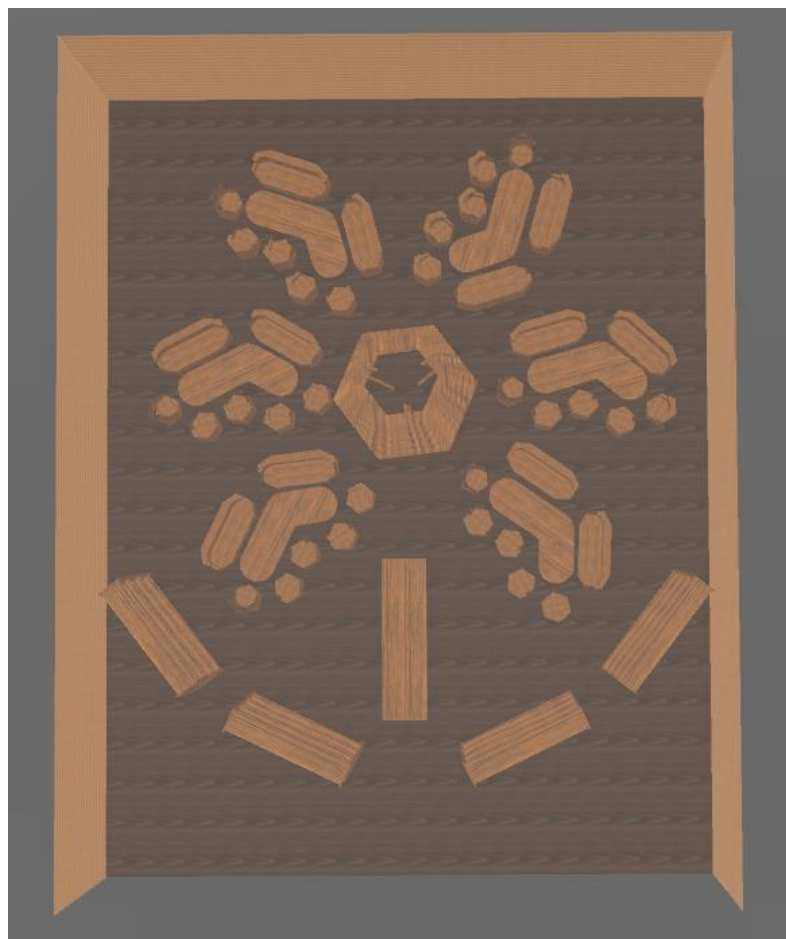
※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

2. 「内装の意匠」として認められるための要件

3. 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

②構成物等が全体として一つのまとまった形状又は模様を表しているものの例「図書館用図書室の内装」

【平面図】



「図書館用図書室の内装」

特徴記載書

【意匠の特徴】

本願意匠は、図書館における、植物に関連する書籍を集めた図書室の内装であって、壁、天井及び各什器を木目調で統一し、上方から空間全体を見渡した際に一輪の花のよう見えるよう、各什器が配置されている。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

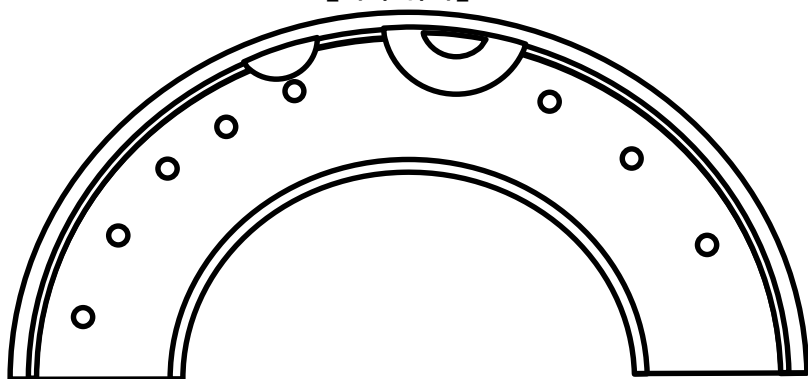
※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

2. 「内装の意匠」として認められるための要件

3. 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

③ 構成物等に觀念上の共通性があるものの例「博物館用渡り廊下の内装」

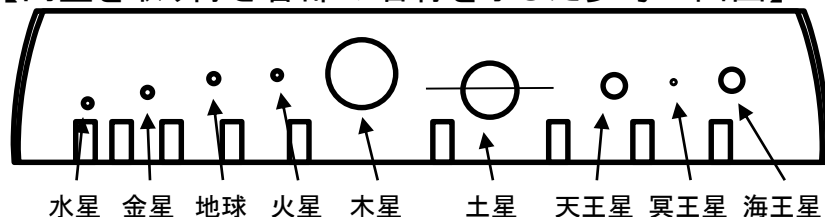
【平面図】



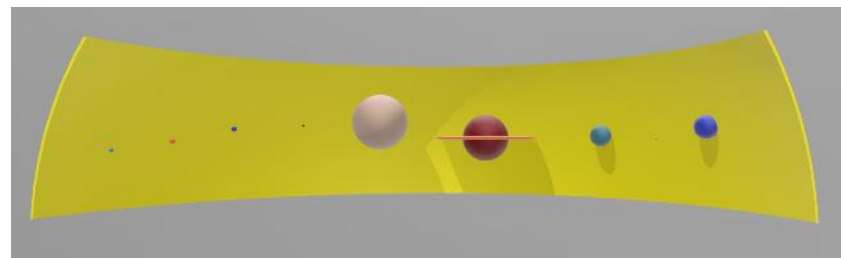
【正面図】



【内壁を取り除き各部の名称を示した参考正面図】



【内壁の実施例を示す参考正面図】



「博物館用渡り廊下の内装」

特徴記載書

【意匠の特徴】

本願意匠は、博物館の来訪者に太陽系の惑星の順序や大きさのイメージをわかりやすく伝えることを目的として、室内壁全体の大きさを太陽の直径と仮定し、各惑星を模した照明器具を順々に、かつ大きさの比率を再現しながら、来訪者の動線上に配した点に特徴がある。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

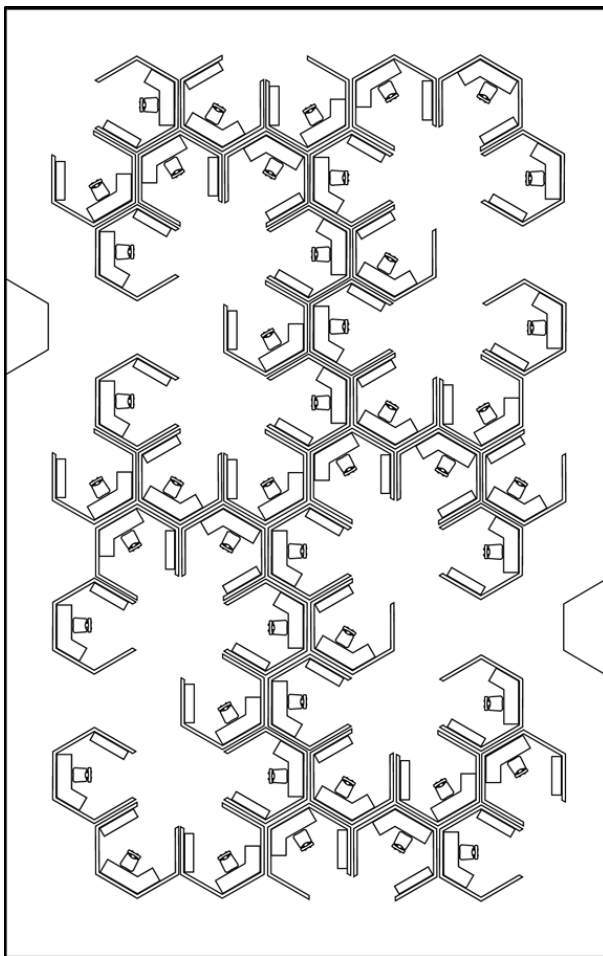
※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

2. 「内装の意匠」として認められるための要件

3. 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

④構成物等を統一的な秩序に基づいて配置したもの例「オフィスの内装」

【平面図】



「オフィスの内装」

特徴記載書

【意匠の特徴】

本願意匠は、個々のチームが一体感を保ちながらも、従業者一人一人がそれぞれの作業にこもるようにして集中できるよう、個人のユニットを六角形にし、蜂の巣状に配置するとともに、必要に応じて他のチームメンバーとも議論できるよう、平面視左上と右下の台形部を、少人数で集まって議論するためのスタンディングデスクとしている点に特徴がある。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

2. 「内装の意匠」として認められるための要件

3. 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

- ⑤ 内装の意匠全体が一つの意匠としての統一的な創作思想に基づき創作されており、全体の形態が視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるものであるものの例

※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。



事例：「珈琲所コメダ珈琲店」
株式会社コメダ

漆喰をモチーフとした壁、天井の木材、レンガ、安定感のあるちょっと大きめで暖かみのある椅子、高さや幅にこだわりしっかりと固定された分厚いテーブル、プライバシーを守るさりげないパーテーション、これらを組み合わせることで統一感を表現

2. 「内装の意匠」として認められるための要件

3. 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

- ⑤ 内装の意匠全体が一つの意匠としての統一的な創作思想に基づき創作されており、全体の形態が視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるものであるものの例

※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。



事例：「武雄市図書館」

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

木目と黒皮スチールを基調とした空間で、
①吹抜け空間の一部に巨大な書架を設け、
圧倒的で壮大な演出がされており、
②スタンド照明付きの平台、木製ルーバー
天井を備えたマガジストリートを配しており、
③本棚で囲まれたお家にいる様な居心地
感のある本の小部屋が併設されており、
④図書空間とカフェ空間がシームレスにつな
がり自由に読書しながらコーヒーが飲める
空間を構築し、
全体として「知との出会いを創出し」「居心
地のよい」空間を構成して統一感を表現

2. 「内装の意匠」として認められるための要件

3. 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

- ⑤ 内装の意匠全体が一つの意匠としての統一的な創作思想に基づき創作されており、全体の形態が視覚的に一つのまとまりある美感を起こさせるものであるものの例

※本事例は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものを説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すためのものではない。

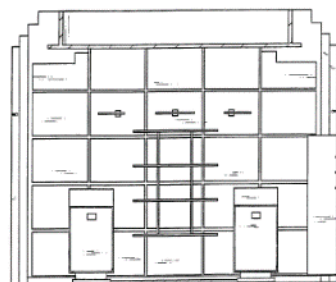


FIG. 2

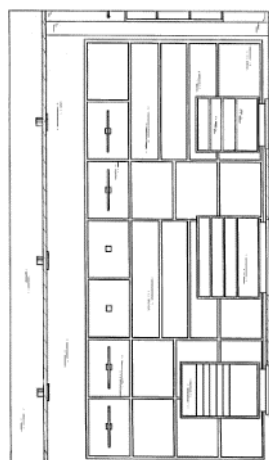


FIG. 3

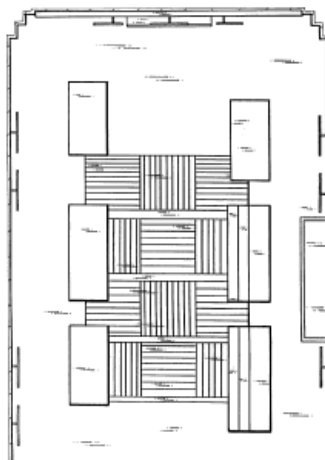


FIG. 5

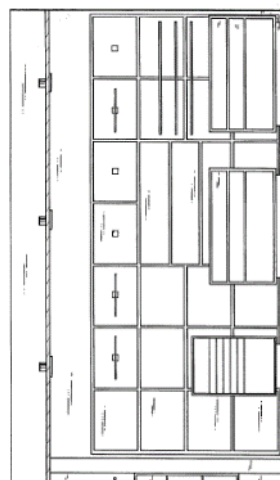


FIG. 4



FIG. 1

「Boutique interior」

米国の意匠特許 USD395,521

本願意匠は、ハイエンドなブランドの商品やサービスを提供する空間として、角張った張りのある矩形を基本にすべての構成物を造形し、各構成物を格子状に床及び壁に密に配することで、内装空間全体を精緻かつ清潔感あるイメージで統一したものである。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

3. 内装の意匠ごとの出願（7条、8条の2関連）

3. 「内装の意匠」ごとの出願

意匠登録出願は、意匠ごとに出願しなければならないとされている。令和元年意匠法改正により、複数意匠一括出願が可能となったが、これにより複数の意匠を一つの手続きにより出願する場合も、意匠ごとに出願すること、との要件は法改正後も変わりなく維持される。

そこで、「内装の意匠」の保護にあたり、一つの意匠として出願することができる内装の範囲について検討し、当該判断指針を意匠審査基準上、明記してはどうか。

その際、**現行意匠審査基準における、一意匠の考え方を基礎としつつ、内装の意匠の性質を考慮した内容**とすべきではないか。

現行法

(一意匠一出願)

第七条 意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。

改正法

(一意匠一出願)

第七条 意匠登録出願は、経済産業省令で定めるところにより、意匠ごとにしなければならない。

現行意匠審査基準

51.1.2 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

51.1.2.2 意匠ごとに出願されていないものの例

願書の記載及び願書に添付した図面等から総合的に判断した場合に、以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものである。

(1) 二以上の物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合

(2) 図面等において二以上の物品を表した場合（数個の物品を配列したものを含む。）

ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合を除く。（次ページに続く）

3. 「内装の意匠」ごとの出願

意匠法第8条の2は、意匠法第7条に規定する一物品等一出願の例外として、複数の構成物からなる内装について、一意匠として意匠登録を受けられる旨を定めたものである。一の内装の意匠の出願に含められるのは、一の施設における内装空間に限られる。

具体的には、内装の意匠として出願された意匠について、

(1) 意匠に係る物品の欄に二以上の施設が記載されたもの

(2) 図面に複数の内装空間が表されているもの

これらの取扱いについて、上記の現行運用の基本的な考え方をふまえて、内装の意匠ごとの出願であるか否かの判断を記載してはどうか。

二以上の内装の意匠を表したものであるか否かの判断（案）

(1) 意匠に係る物品の欄に二以上の施設が記載されている場合

審査官は、二以上の内装の意匠を包含した意匠登録出願と判断する。

(2) 図面に複数の空間が表されている場合

審査官は、内装の意匠ごとの出願か否かを判断するにあたり、原則として、物理的に一つの同一空間であるかどうかとの観点から検討し、物理的に一つの同一空間内であれば、異なる用途の空間を複数含んでいても、一の内装の意匠と判断する。これに該当しない場合は、二以上の内装の意匠を包含した意匠登録出願と判断する。

ただし、二以上の空間を含むものであっても、それらの空間の用途に共通性があるとともに、形態的にも一体的に創作がなされたものと認められる場合は、この限りではない。

3. 「内装の意匠」ごとの出願（形状、模様、若しくは色彩が変化する内装）

内装の意匠には、その用途を実現するために下記の例のように形状、模様、若しくは色彩が変化するものが存在する。そこで、**一の用途に基づいて、形状等が変化する内装については、当該変化の前後の形状等を含め、一の内装として取り扱う旨を、審査基準上明記してはどうか。**

ただし、当該変化が、一つの内装の意匠として許容される変化の範囲内のものである場合に限られるとし、具体的な取扱いも併せて明記してはどうか。

一の用途に基づいて形状、模様、若しくは色彩が変化する内装の例（案）

- ・壁面格納式の仮眠用ベッドを備えた「貸しオフィスの内装」
- ・可動する手すりやおむつ交換台を備えた「ホテル用多目的トイレの内装」

形状、模様、若しくは色彩が変化する内装の意匠の取扱い（案）

内装の意匠には、その用途を実現するために、形状、模様、若しくは色彩が変化するものが存在する。そこで、一の用途に基づいて、形状等が変化する内装については、当該変化の前後の形状等を含め、一の内装の意匠として取り扱う。

ただし、当該変化が、一つの内装の意匠として許容される変化の範囲内のものである場合に限られる。

例えば、可動する手すりやおむつ交換台を備えた「ホテル用多目的トイレの内装」などがこれに該当する。なお、内装の意匠の構成物として含まれる画像や、照明器具等の変化についても同様の考え方で判断する。

一方、内装の意匠の構成物の多くが、程度の差はあるものの、実際には動かせるものである。しかしながら、意匠法第8条の2は、内装の意匠の構成物の配置も含めた美感を保護するものであるから、各構成物の配置が異なる意匠は、別個の独立した意匠創作として取り扱う。よって、構成物の配置が異なる内装の意匠が図面に複数表されている場合は、二以上の内装を包含した意匠登録出願と判断する。

4. 「内装の意匠」の明確な開示（3条本文・6条・7条関連）

4. 「内装の意匠」の明確な開示（願書）

内装の意匠の明確な開示のための要件について、改正意匠法第6条の規定に則しつつ、以下のように審査基準上に明記してはどうか。

改正法

第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

（1号、2号略）

三 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途
（2項以下略）

「意匠に係る物品」の欄の記載方法（案）

- ・ 内装の意匠であることが明確となるよう記載する（次頁参照）。
- ・ 内装の具体的な用途が明確となるものを記載する。なお、施設内には様々な内装があることを考慮し、図面に表された内装空間そのものの用途がわかるよう記載する（次頁参照）。
適切な例）○「ホテルロビーの内装」、「ホテル客室の内装」、「ホテルのレストランの内装」など
- ・ オフィス空間に併設しているカフェなど、複数の用途を含む内装については、「意匠に係る物品」の欄に主たる用途を記載し、その他の用途については、「意匠に係る物品の説明」欄において説明する。

例）【意匠に係る物品】オフィス用の内装

【意匠に係る物品の説明】この内装はオフィス空間内にカフェが併設するもので、従業員の休憩や商談等に使用される。

4. 「内装の意匠」の明確な開示（願書）

内装の意匠に係る、「意匠に係る物品」の欄の記載例（案）

※これらは記載の一例であって、実際の出願では以下の例に限られるものではない。

■ 商業・オフィス空間

レストランの内装、カフェの内装、オフィスの内装、食料品店の内装、ドラッグストアの内装、ホームセンターの内装、衣料品店の内装、靴屋の内装、宝飾品店の内装、楽器店の内装、書店の内装、自動車ショールームの内装、理美容室の内装、クリーニング店の内装、旅行代理店の内装、不動産屋の内装、金融機関の内装、映画館の内装、ゲームセンターの内装、ボーリング場の内装、スポーツジムの内装、ホテル客室の内装、旅館の浴場の内装…など

■ 住空間

リビングの内装、住宅用キッチンの内装、住宅用寝室の内装、住宅用バスルームの内装、住宅用トイレの内装…など

■ 教育・医療空間

学校用教室の内装、学習塾用自習室の内装、診療室の内装、手術室の内装、病室の内装…など

■ 交通関係空間

空港ターミナルロビーの内装、航空機の客室の内装、地下鉄のプラットフォームの内装、観光列車の内装、バスターミナルロビーの内装、客船の客室の内装など

4. 「内装の意匠」の明確な開示（図面等）

内装の意匠の図面等の記載要件については、令和元年5月以降の出願に適用されている図面等の記載要件の簡素化後の、改正意匠法施行規則及び改訂意匠審査基準の各規定の内容を基礎としつつ、内装の意匠の性質に則したものを、意匠審査基準上に明記すべきではないか。

現行の意匠審査運用における図面等の主な記載要件

参考：現行意匠法施行規則様式第6（一部抜粋）

- 8 立体を表す図面は、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもつて記載する。記載した図と同一又は対称である図は、当該図が他のいずれの図と同一又は対称であるかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することをもつて当該図の記載に代えることができる。
- 9 等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図（キャビネット図（幅対高さ対奥行きが1対1対2分の1のもの）又はカバリエ図（当該比率が1対1対1のもの）に限る。）であつて、次の表の左の欄に掲げるものは、その右の欄に掲げる図の全部又は一部に代えることができる。この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を各図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- | | |
|----------------|---------------|
| 正面、平面及び右側面を表す図 | 正面図、平面図又は右側面図 |
| 背面、底面及び左側面を表す図 | 背面図、底面図又は左側面図 |
| 正面、左側面及び平面を表す図 | 正面図、左側面図又は平面図 |
| 背面、右側面及び底面を表す図 | 背面図、右側面図又は底面図 |
| 正面、右側面及び底面を表す図 | 正面図、右側面図又は底面図 |
| 背面、左側面及び平面を表す図 | 背面図、左側面図又は平面図 |
| 正面、底面及び左側面を表す図 | 正面図、底面図又は左側面図 |
| 背面、平面及び右側面を表す図 | 背面図、平面図又は右側面図 |
- 11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であつて、8から10まで及び14に規定される画像図（意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。）において、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分のいずれをも含むときは、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定する。図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、当該部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

4. 「内装の意匠」の明確な開示（図面等）

現行の意匠審査運用における図面等の主な記載要件

参考：現行意匠審査基準（一部抜粋）

21.1.2 意匠が具体的なものであること

（中略）

（1）意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断したとしても、以下のように具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せない場合、意匠が具体的なものとは認められない。

（中略）

⑩立体を表す図面が下記に該当する場合

（i）図が正投影図法、等角投影図法又は斜投影図法（キャビネット図（幅対高さ対奥行き比率が1対1対2分の1のもの）又はカバリエ図（当該比率が1対1対1のもの）に限る。）等により明確に作成されておらず、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、意匠登録を受けようとする意匠の内容が特定できない場合。

※願書に添付された図面において意匠に係る物品全体の形態が表されておらず、図を省略する旨の記載のない場合は、部分意匠として取り扱う。

（中略）

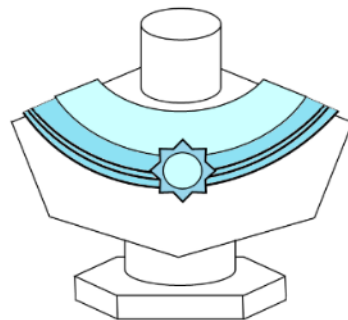
⑪図面中（参考図を除く）に意匠登録を受けようとする意匠以外のものが表されている場合

図面中（参考図を除く）には、意匠登録を受けようとする意匠のみを表す。ただし、意匠の説明において、当該意匠登録を受けようとする意匠以外のものについての説明がある場合や、図面等において描き分けがあることにより、意匠登録を受けようとする意匠とそれ以外のものを明確に認識できる場合を除く。

（後略）

【事例】「首飾り」

【意匠の説明】
白色で表したトルソは、意匠登録を受けようとする意匠以外の物品である。



4. 「内装の意匠」の明確な開示（図面等）

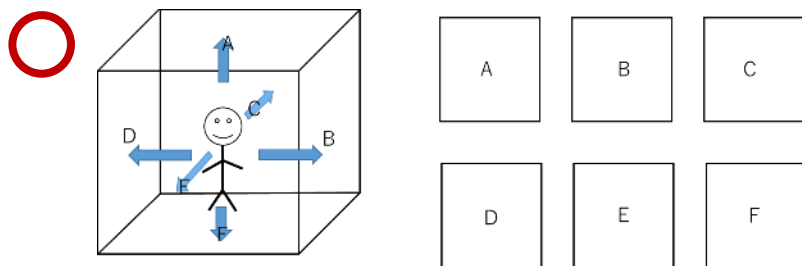
「物品の意匠」の出願図面は、正投影図（六面図）をはじめ、物品の外側から見たものが基本となる一方、「内装の意匠」の出願図面は、人を内包する空間を表現する必要があるため、内側から見たものが基本となる。よって、「内装の意匠」の出願図面は、

- ①施設の内部形態のみを開示すればよく、
- ②意匠の特定に支障がない範囲内で、様々な図法による開示を認めるとするのはどうか。

「内装の意匠」の図面等の記載方法（案）

①施設の内部形態のみを開示すればよい

「物品の意匠」の出願は、物品の“外観”形態を開示することが基本だが、「内装の意匠」については、内部形態のみを開示すれば良い運用とする。



②意匠の特定に支障がない範囲内で、様々な図法による開示を認める

正投影図のみならず、平面図と複数の斜視図の組合せや、様々な方向から撮影した複数の写真による開示など、意匠の特定に支障がない範囲内で、様々な図法による開示を認める運用とする。

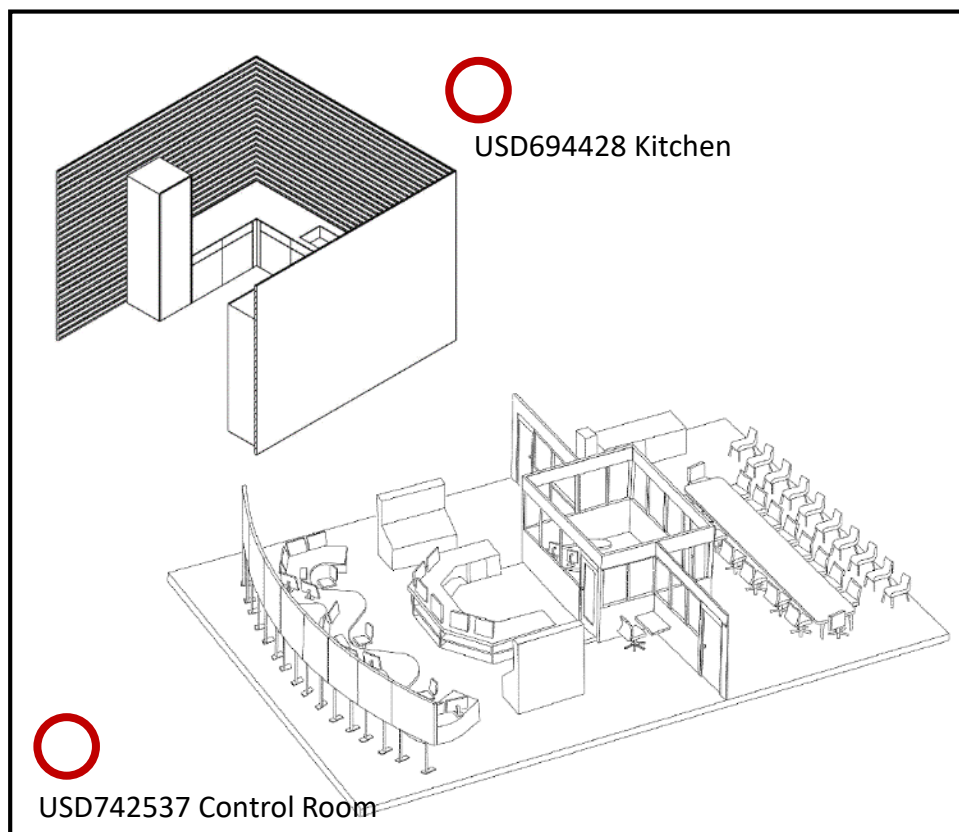
4. 「内装の意匠」の明確な開示（図面等）

「内装の意匠」を表現する図面等には、少なくとも

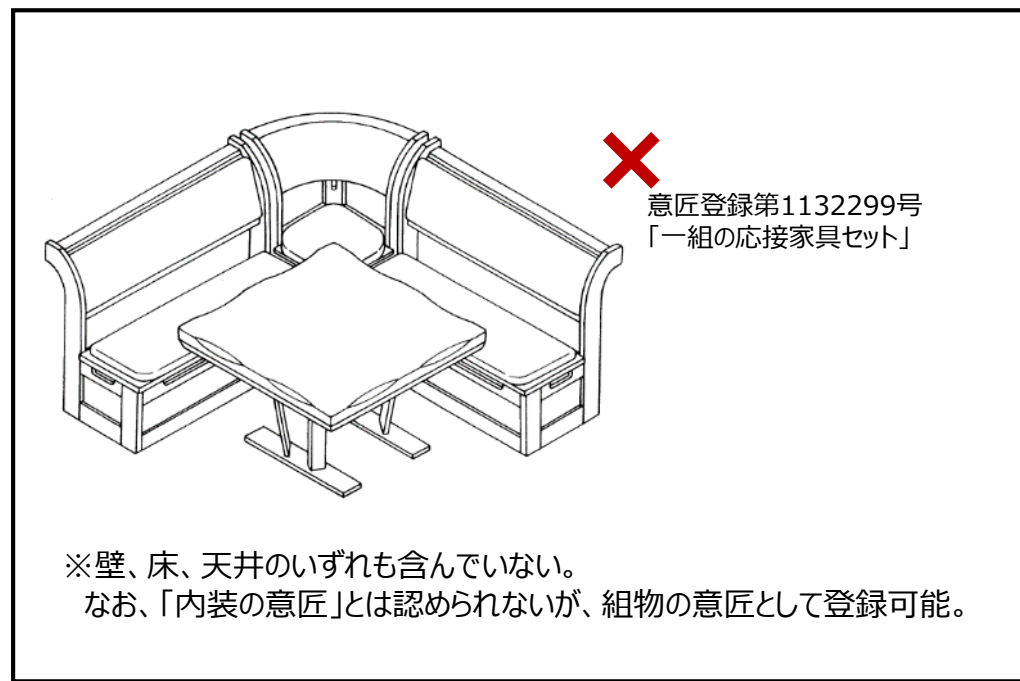
「①床、②壁、③天井」のいずれか一つ以上を表すとするのはどうか。

（施設の内部に該当するための、図面表現上の最低限の要件）

施設の内部であることが明確な例（案）
（米国の登録例）



施設の内部であることが不明確な例（案）
（日本の組物の意匠の登録例）



※原則として、床、壁、天井は、いずれも空間の構造部として
固定されていることが必要（可動する空間の場合は除く）

4. 「内装の意匠」の明確な開示（特徴記載書）

特徴記載書の提出を推奨（案）

特徴記載書は、意匠の特徴について出願人自らが記載するもので、これを願書及び図面等と併せて提出することで、審査においては的確なサーチ範囲の決定など、審査の迅速化が期待される。

また、登録された場合は、意匠の特徴が意匠公報に掲載されることにより、例えば、どのような点が特徴であるか、どのような意図をもって創作したかなど、第三者にその登録意匠の創作に関する出願人の主観的意図を知らせることができる。

「内装の意匠」は、多くの物品等から構成され、それぞれの形状や模様、色彩のみならず、これらの配置や動き等を含め、創作のポイントが極めて多岐にわたるため、出願人が意図する創作のポイントが、願書及び図面等のみでは十分に表現することが困難な場合が想定される。

よって、「内装の意匠」の出願においては、願書及び図面等と併せて、特徴記載書の提出を推奨するのはどうか。

意匠法施行規則

（特徴記載書の様式等）

第六条 意匠登録を受けようとする者又は意匠登録出願人は、意匠登録を受けようとする意匠又は意匠登録出願に係る意匠の特徴を記載した特徴記載書を、願書を提出するとき又は事件が審査、審判若しくは再審に係属しているときは、提出することができる。

2 特徴記載書を提出するときは、様式第九によらなければならない。

3 登録意匠の範囲を定める場合においては、特徴記載書の記載を考慮してはならない。

なお、意匠の特徴について、上記のとおり特徴記載書に記載することとされているが、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願については、出願と同時に特徴記載書の提出を行うことができない。そこで、DESCRIPTION（説明）の欄（我が国の意匠登録出願における「意匠の説明」の欄、及び「意匠に係る物品の説明」の欄に相当するものとして取り扱う欄）に、当該意匠の特徴についての記載がなされていても、例えば意匠が不明確となるような特段の拒絶理由に該当する記載でない場合は、拒絶理由等の対象としない旨を、審査基準に明記してはどうか。

加えて、国内の通常の出願において、同様に、「意匠の説明」の欄に、当該意匠の特徴についての記載がなされている場合についても、同様の取扱いとする旨を審査基準に明記してはどうか。

4. 「内装の意匠」の明確な開示（出願例）

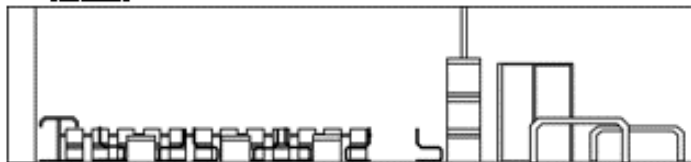
「内装の意匠」の出願例

※本事例は、内装の意匠の出願例を説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すものではない。

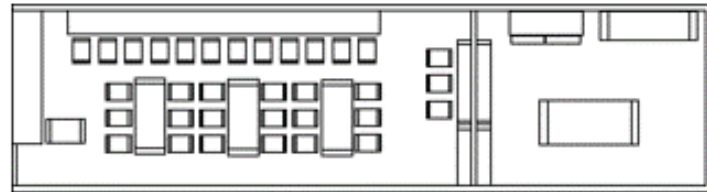
【書類名】 意匠登録願
【整理番号】 2019-0001
【提出日】 平成30年12月10日
【あて先】 特許庁長官 殿
【意匠に係る物品】 飲食店の内装意匠
【意匠の創作をした者】
【住所又は居所】 東京都千代田区豊が関3-4-3
【氏名】 意匠一郎
【意匠登録出願人】
【識別番号】 123456789
【住所又は居所】 東京都千代田区豊が関3-4-3
【氏名】 意匠自動車販売株式会社
【代理人】
【識別番号】 77777777
【住所又は居所】 東京都千代田区豊が関3-4-5
【氏名】 代理一郎
【電話番号】 03-3581-1101
【手数料の表示】
【予納台帳番号】 012345
【納付金額】 16000
【意匠の説明】 この意匠登録出願の意匠は飲食店の内装意匠であり、正面図左手が食事スペース、右手が厨房となっている。

【提出物品の目録】
【物件名】 図面 1

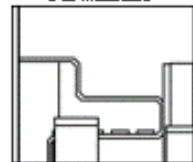
【書類名】 図面
【正面図】



【平面図】



【右側面図】



【左側面図】



【背面図】



4. 「内装の意匠」の明確な開示（出願例）

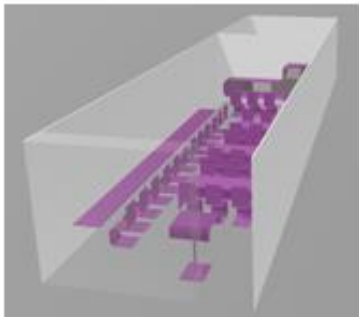
「内装の意匠」の出願例

※本事例は、内装の意匠の出願例を説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すものではない。

【実施状態を示す参考図】



【左側面側の壁を透過させた参考図】



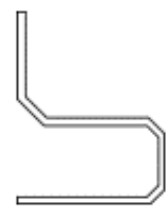
【正面側の壁を透過させた参考図】



【物件名】 特徴記載書

本出願の意匠の内装は、食事スペースと厨房を仕切る壁に取り付けられた板状の部材、椅子、テーブル等の什器について、角が大きく45度の斜面で曲げた形状を共通させている点に特徴がある。

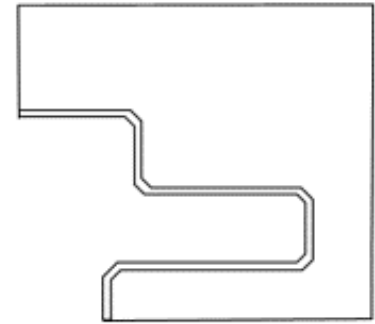
椅子の左側面図



テーブルの正面図



厨房と食事スペースの仕切り壁の左側面図



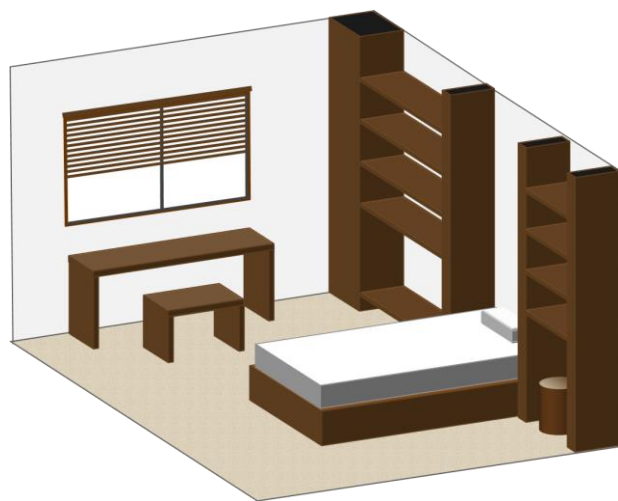
4. 「内装の意匠」の明確な開示（出願例）

「変化する内装の意匠」の記載例

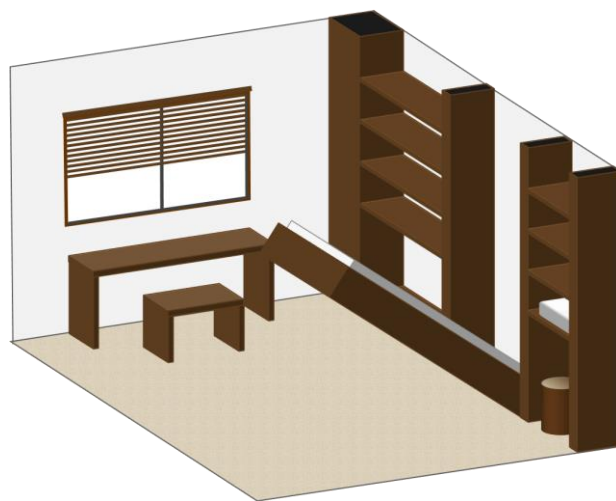
※本事例は、形状等が変化する内装の意匠の出願例を説明するためのものであり、新規性や創作非容易性等、その他の登録要件を満たすことを示すものではない。

事例：貸しオフィスの休憩室の内装

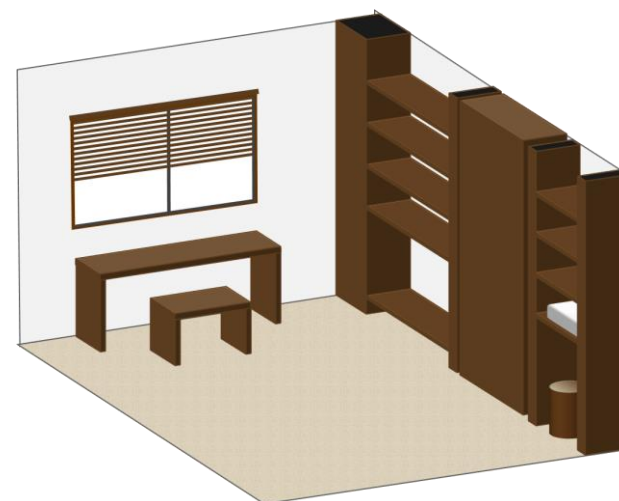
意匠に係る物品の説明：本願意匠は貸しオフィスの休憩室の内装であり、利用者が仮眠するための可動するベッドを有する。
ベッドを使用しない際は壁面に格納できるため、オフィス内のスペースを効率的に利用できる。



【斜視図】



【ベッドを格納する途中の状態を示す斜視図】



【ベッドを格納した状態を示す斜視図】

※形状、模様、若しくは色彩が変化する内装について、変化の前後にわたり意匠登録を受けようとする場合は、変化の前後を表した図を記載する。

5. 「内装の意匠」の新規性（3条1項3号関連）

5. 「内装の意匠」の新規性

令和元年の意匠法改正では、新規性要件に関しては、特段の改正がなされていない。

そこで、「内装の意匠」の新規性要件の判断は、**現行意匠審査基準上の考え方を基礎としつつ、内装の意匠の性質上考慮すべき点を、審査基準上に明記してはどうか。**

現行法

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において**公然知られた意匠**

二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、**頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠**

三 前二号に掲げる意匠に**類似する意匠**

(第二項略)

現行意匠審査基準における類否判断の判断主体

22.1.3.1.1 判断主体

意匠の類否判断において、**判断主体は、需要者（取引者を含む）**（意匠法第24条第2項。同規定でいう「需要者」とは、取引者を含む概念であることから、ここでは「需要者（取引者を含む）」とする。）であり、物品の取引、流通の実態に応じた適切な者とする。

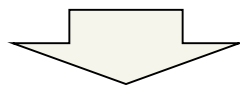
新規性の判断時における意匠の類否の判断主体については、条文上は明確に規定されていないが、登録意匠の範囲を規定している意匠法第24条第2項において「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。」と規定されていることから、新規性の判断における意匠の類否の判断主体も、同様に需要者（取引者を含む）とする。

意匠の類否判断は、もとより人間の感覚的な部分によるところが大きいが、その判断を行う際には、意匠創作に係る創作者の主観的な視点を排し、需要者（取引者を含む）が観察した場合の客観的な印象をもって判断する。

5. 「内装の意匠」の新規性

現行意匠審査基準における類否判断の方法

- 両意匠の要旨の認定
- 意匠に係る物品の用途・機能についての共通点及び差異点の認定
- 形態についての共通点及び差異点の認定
- 共通点及び差異点の評価（※）
 - (1) その形態を対比観察した場合の、注意を引く部分か否かの認定及びその注意を引く程度の評価
共通点や差異点の形態が、意匠全体に対して占める割合が大きい小さいか、物品の特性に基づき観察されやすい部分か否か、等により行う。
 - (2) 先行意匠群との対比に基づく、注意を引く程度の評価
共通点や差異点の形態が、先行意匠において公然知られているか否か、ありふれているか否か、等により行う。



共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察・評価して最終的な類否判断を行う。

※共通点及び差異点の評価のポイント

- ・ **見えやすい部分**は、相対的に影響が大きい
- ・ **ありふれた形態の部分**は、相対的に影響が小さい
- ・ **大きさの違い**は、当該意匠の属する分野において常識的な範囲内であれば、ほとんど影響を与えない
- ・ **材質の違い**は、外観上の特徴として表れなければ、ほとんど影響を与えない
- ・ **色彩のみの違い**は、形状の模様の差異に比してほとんど影響を与えない

5. 「内装の意匠」の類否判断（用途及び機能の類似性）

「内装の意匠」の類否判断における、対比する両意匠の用途及び機能の類似性の判断は、**現行意匠審査基準における、物品の類否判断における考え方を基礎としつつ、内装の性質に照らした留意事項を、審査基準上に明記してはどうか。**

（参考）現行意匠審査基準22.1.3.1.2 意匠の類否判断の手法より一部抜粋

（2） 対比する両意匠の意匠に係る物品の認定及び類否判断

意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき、両意匠の、意匠に係る物品の用途及び機能を認定する。

意匠とは物品の形態であることから、意匠の類似は、対比する意匠同士の意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であることを前提とするが、この場合にいう「意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であること」とは、物品の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、具体的な物品に表された形態の価値を評価する範囲において、用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がある物品であれば、物品の用途及び機能に類似性があると判断するに十分である。

意匠に係る物品の用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がない場合には、意匠は類似しない。



内装の意匠の場合の留意事項（案）

内装の意匠の類否判断に際して、まず対比する両意匠の意匠に係る物品の欄に記載された用途をふまえた上で、両意匠の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があるか否かを検討する。これらに共通性があれば、両意匠の用途及び機能に類似性があると判断する。

例えば、「住宅用寝室の内装」と「ホテル客室の内装」は、いずれも内部において人が一定時間を過ごすという点で、それらの意匠の用途及び機能には類似性があると判断する。

5. 「内装の意匠」の類否判断（観察方法）

「内装の意匠」の類否判断における観察手法は、
現行意匠審査基準における、物品の観察方法を基礎としつつ、
内装の性質に照らした留意事項を、審査基準上に明記してはどうか。

現行意匠審査基準22.1.3.1.2 意匠の類否判断の手法より一部抜粋

（i） 肉眼による観察

観察は、肉眼による視覚観察を基本とする（ただし、肉眼によって認識できないものであっても、取引の際、拡大観察することが通常である場合には、肉眼によって認識できるものと同様に扱う。）。これは、通常、物品は肉眼によって観察され、肉眼によって認識することのできる形態全体からなる美感が、その意匠に係る物品の選択・購入を左右するからである。なお、意匠に係る物品全体の形態は肉眼によって認識することができるが、一部の形態は微細なために肉眼によっては認識できない場合には、肉眼によって認識できる形態のみを意匠の形態として認定し、類否判断を行う。

（ii） 観察方法

意匠の類否判断は、意匠に係る物品を観察する際に通常用いられる観察方法により行う。
例えば、購入の際にも使用時にも実際に手に持って視覚観察する筆記具の意匠の場合は、意匠全体を同じ比重で観察するが、通常の設置状態では背面及び底面を見ることのないテレビ受像機の意匠の場合は、主に正面、側面、平面方向に比重を置いて観察する。



内装の意匠を観察する際に通常用いられる観察方法について（案）

内装の意匠は、人がその内部に入る大きさを持ったものであり、かつ、複数の物品等から構成される。

よって、通常の利用態様における肉眼による観察を基本としつつ、内装の特性に応じて、例えば、内装の一部に特徴的な形態の構成物があれば当該構成物に接近し細部を観察する、意匠全体としてのまとまりに特徴があれば引いた視点で俯瞰的に観察するなど、一の観察方法に限定することなく、複数の視点を総合的に考慮する。

5. 「内装の意匠」の類否判断（構成物の配置・数の評価）

改正意匠法第8条の2は、「内装の意匠」が複数の物品等を含めて一意匠として意匠登録を受けることを許容しつつ、それらの**配置を含めた美感を保護対象とする**ものである（p.10参照）。

そこで、この各構成物品等の配置について、内装の意匠の類否判断を行う際に、どのように評価するか、審査基準上に明記してはどうか。

加えて、内装の意匠の構成物品等の数について、内装の意匠の類否判断を行う際どのように評価するか、審査基準上に明記してはどうか。

改正法

第八条の二

店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

内装の意匠の類否判断における、各構成物品等の配置及び数の評価について（案）

意匠法第8条の2は、複数の物品等から構成される内装の意匠について、各構成物品等の配置も含めて、内装全体としての美感を保護の対象とするものである。

よって、内装の意匠の類否判断を行う際は、各構成物品等の形態のみならず、それらの**配置や組合せの共通点や相違点についても考慮して、判断を行う**。

各構成物品等の配置に違いがある場合、この相違がわずかであるか、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、当該相違点が類否判断に与える影響は相対的に小さい。

また、各構成物品等の形態は共通するものの、数に違いがある場合、この相違がわずかであるか、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、当該相違点が類否判断に与える影響は相対的に小さい。

5. 「内装の意匠」の類否判断

内装の意匠の類否判断事例（案）

1. 用途及び機能が類似する例（案）（形態が同一または類似であれば、両意匠は類似すると判断する）

レストランの内装、オフィスの内装、ホテル客室の内装、リビングの内装、診療室の内装、空港ターミナルロビーの内装

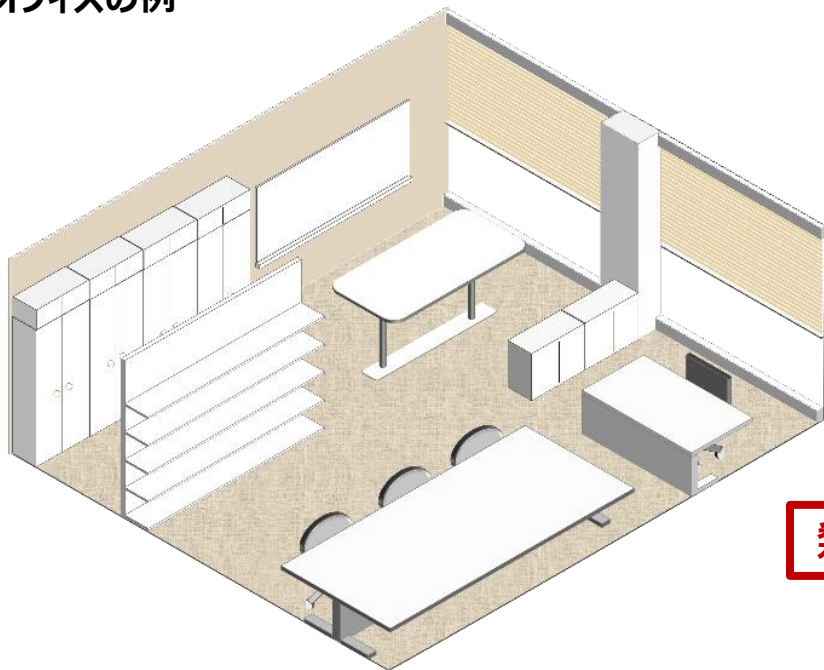
※ただし、それぞれの内装の構成物の用途及び機能が大きく相違する場合は、非類似となる可能性がある。

2. 形態が類似し、用途及び機能が同一の例（案）

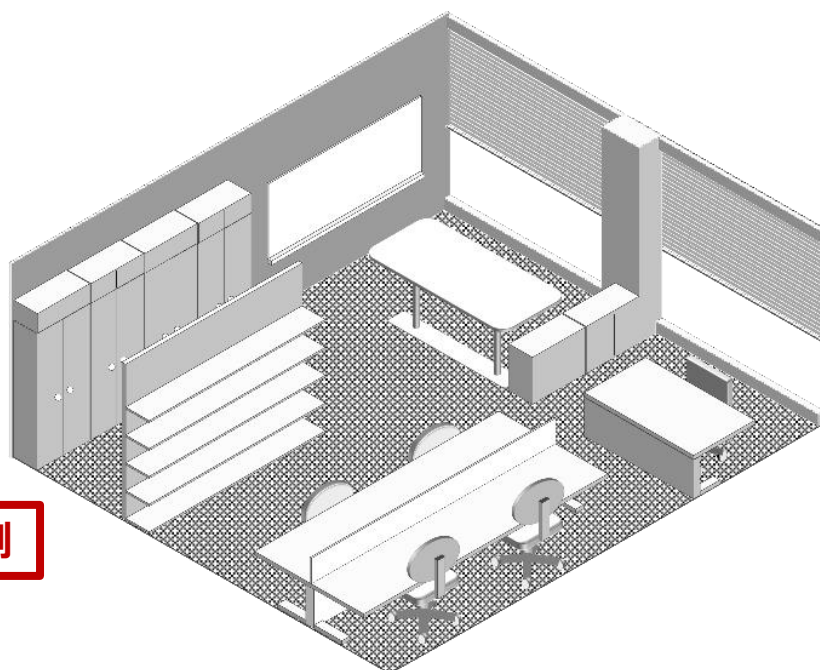
※本事例は、内装の意匠の類否判断例を説明するためのものであり、創作非容易性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

① オフィスの例

公知意匠「オフィス」



出願意匠「オフィスの内装」



類似の事例

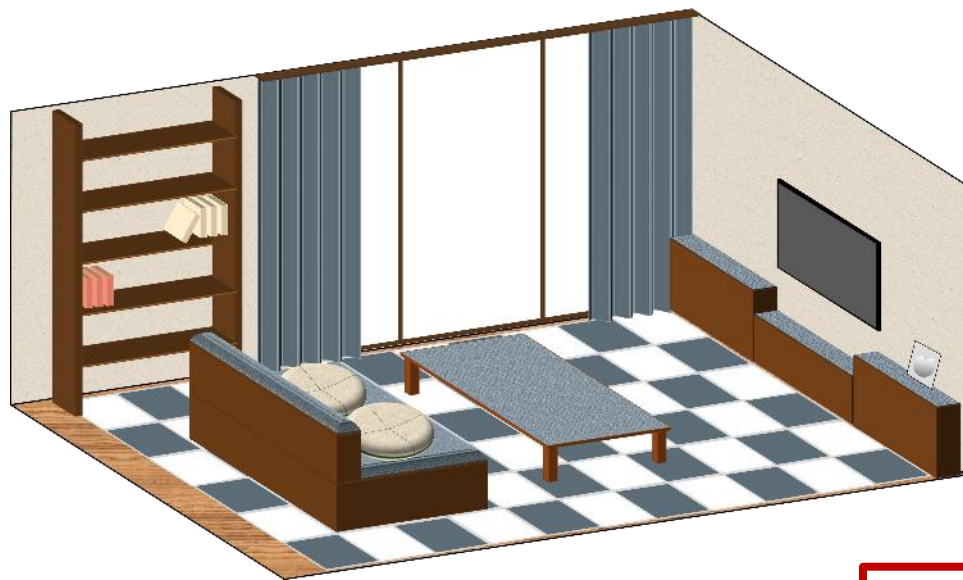
※両意匠は、内装全体の基本形状が共通し、内装の構成物のいずれも、配置及び形態がほぼ共通する。
一方、椅子の数や配置、スタンディングデスクの向き等が異なるものの、部分的な違いのため類否判断に及ぼす影響は小さく、意匠全体として比較すると、両意匠は類似するものと判断される。

5. 「内装の意匠」の類否判断

2. 形態が類似し、用途及び機能が類似の例（案）

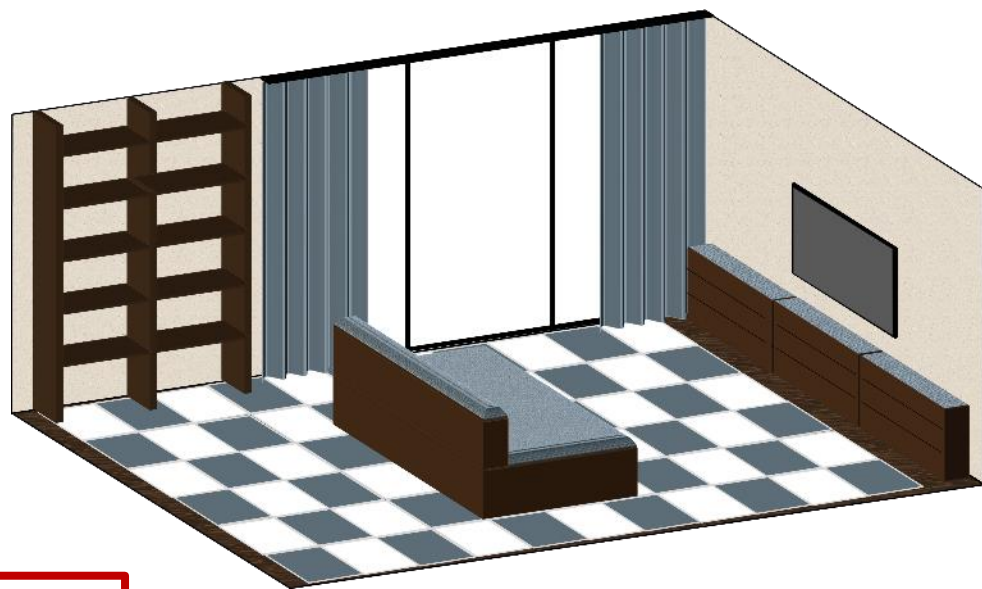
※本事例は、内装の意匠の類否判断例を説明するためのものであり、創作非容易性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

② 病院用待合室の例



公知意匠
「K邸のインテリア」

類似の事例



出願意匠
「病院用待合室の内装」

※両意匠は、内装全体の基本形状が共通し、ブルーグレーのカーテンや、同色の市松模様のカーペット、同色及び木目調で統一したソファやチェストなど、内装の構成物のいずれも、配置及び形態がほぼ共通しており、意匠の基調を形成している。

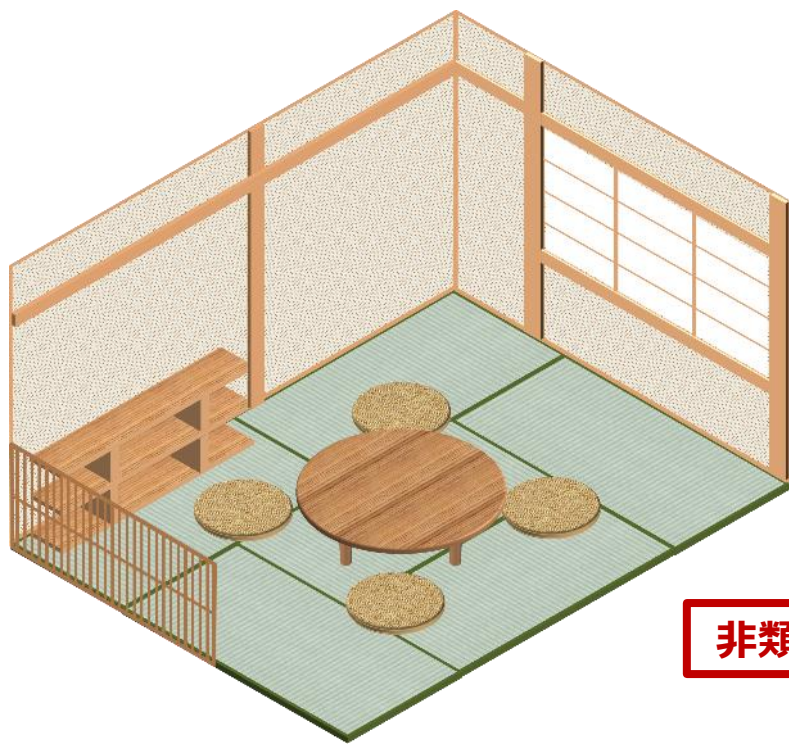
一方、ローテーブルの有無や、棚の形状、ソファの位置等が異なるものの、いずれも軽微かつ意匠全体に占める割合が小さい部分的なものであるため、類否判断に及ぼす影響は小さく、意匠全体として比較すると、両意匠は類似するものと判断される。

4. 「内装の意匠」の類否判断

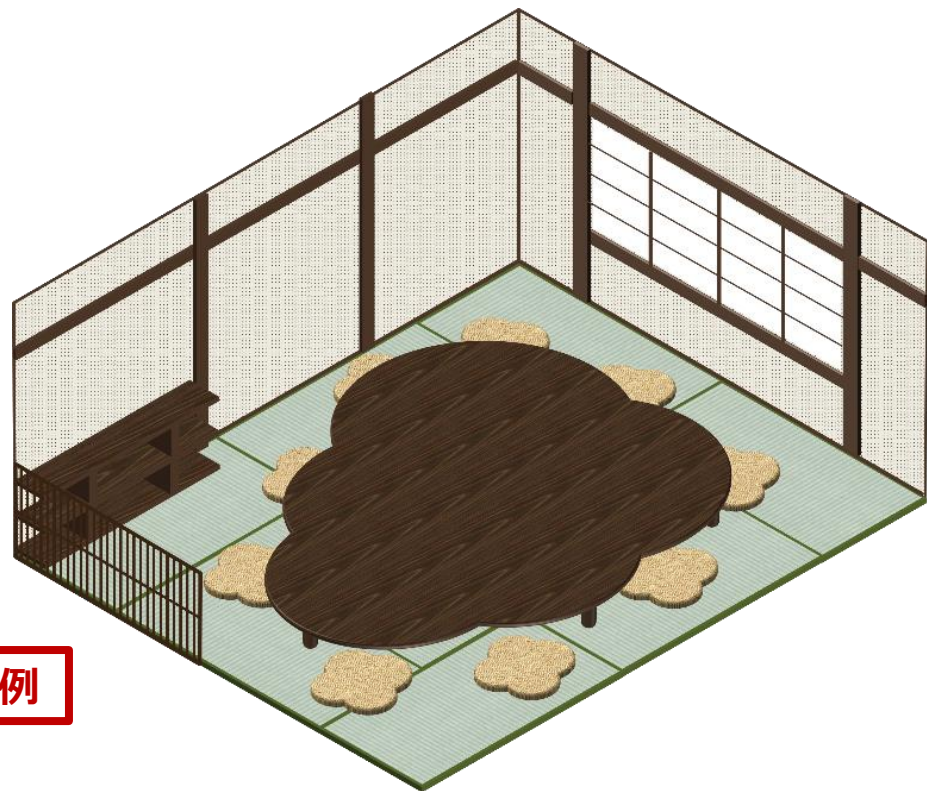
3. 形態が類似せず、用途及び機能が類似の例（案）

※本事例は、内装の意匠の類否判断例を説明するためのものであり、創作非容易性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

③ 料亭の例



公知意匠
「D邸の居間」



出願意匠
「料亭の内装」

非類似の事例

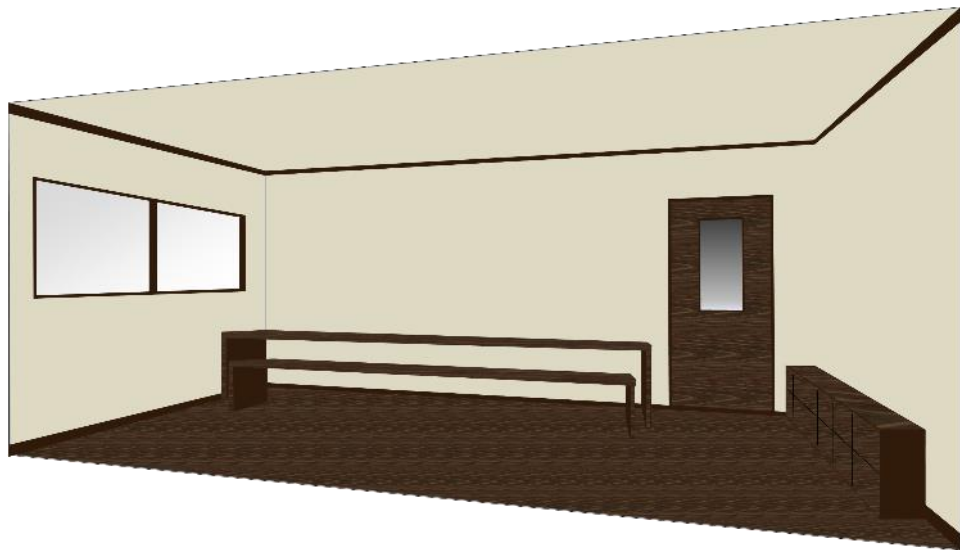
※両意匠は、共に畳敷きの和室であって、中央に座卓及び座布団、壁際に棚及び畳の縁に仕切りを配し、全体を共通の木目調でそろえた点が共通する一方、座卓の形態が顕著に相違する。特に出願意匠の座卓の形状は極めて特徴的であり、同形状の座布団と相まって、内装全体の主要な部分を占め、看者の注意を強く惹くものであるから、この相違点が類否判断に及ぼす影響は大きい。よって意匠全体として比較すると、両意匠は非類似と判断される。
なお、内装全体の大きさや木目の色が異なるが、いずれも同分野においてはありふれた範囲のものであるため、上記判断に影響を及ぼすものではない。

5. 「内装の意匠」の類否判断

3. 形態が類似せず、用途及び機能が類似の例（案）

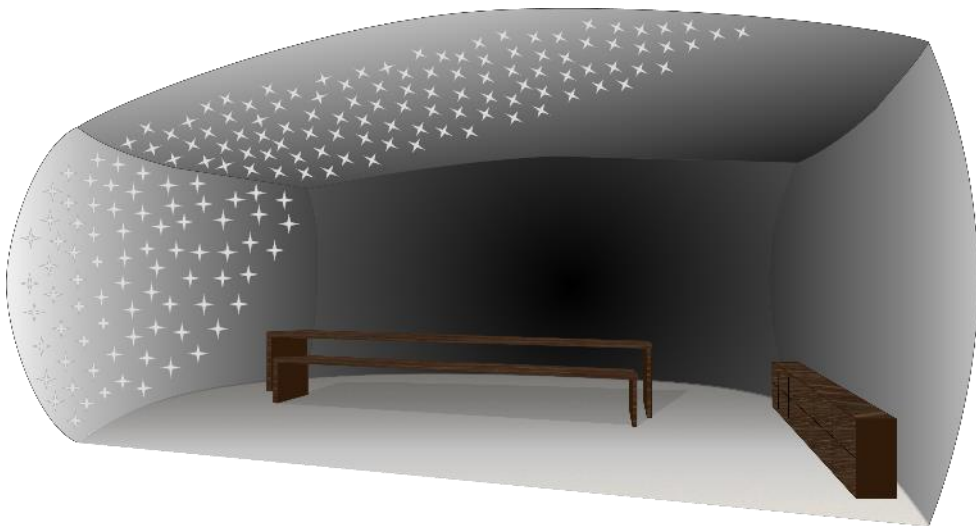
※本事例は、内装の意匠の類否判断例を説明するためのものであり、創作非容易性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

④ 展示室の例



公知意匠
「洋室」

非類似の事例



出願意匠
「展示室の内装」

※両意匠は、内装全体の形状が大きく相違する。特に出願意匠の内装形状は、極めて特徴的かつ内装全体の大部分を占め内装の基調を形成するものであり、看者の注意を強く惹くものであるから、この相違点が類否判断に及ぼす影響は大きい。

一方、家具の形状及び配置が共通するが、内装全体からすると部分的、かつ広く知られた形状であるから看者の注意を強く惹くとはいえず、この共通点が類否判断に及ぼす影響は小さく、上記相違点に埋没するものである。

よって意匠全体として比較すると、両意匠は非類似と判断される。

6. 「内装の意匠」の創作非容易性（3条2項関連）

6. 「内装の意匠」の創作非容易性

内装の意匠の創作非容易性の判断手法については、
**当意匠審査基準ワーキンググループで現在検討中の、令和元年改正意匠法に則した「創作非容易性に係る審査基準（案）」（資料2）の内容を基礎としつつ、
内装の性質に照らした内容のものを、意匠審査基準上に明記するとしてはどうか。**
具体的には、「ありふれた手法」及び「軽微な改変」の例や、創作非容易性の判断事例について、内装の意匠である場合の例を明記することとしてはどうか。

ありふれた手法、及び軽微な改変の例の記載案

（1）ありふれた手法の例

- （a）置き換え：意匠の構成要素の一部を他の意匠等に置き換えることをいう。
- （b）寄せ集め：複数の既存の意匠等を組み合わせて、一の意匠を構成することをいう。
- （c）一部の構成の単なる削除：意匠の創作の一単位として認められる部分を、単純に削除することをいう。
- （d）配置の変更：意匠の物品等の配置を、単に変更することをいう。
- （e）構成比率の変更：意匠の特徴を保ったまま、大きさを拡大・縮小したり、縦横比などの比率を変更することをいう。
- （f）連続する単位の数の増減：繰り返し表される意匠の創作の一単位を、増減させることをいう。
- （g）物品等の枠を超えた構成の利用・転用：既存の様々なものをモチーフとし、ほとんどそのままの形状等で種々の物品に利用・転用することをいう。

（2）軽微な改変の例

- （a）角部及び縁部の単純な隅丸化又は面取
- （b）模様等の単純な削除
- （c）色彩の単純な変更、区画ごとの単純な彩色
- （d）素材の単純な変更

6. 「内装の意匠」の創作非容易性

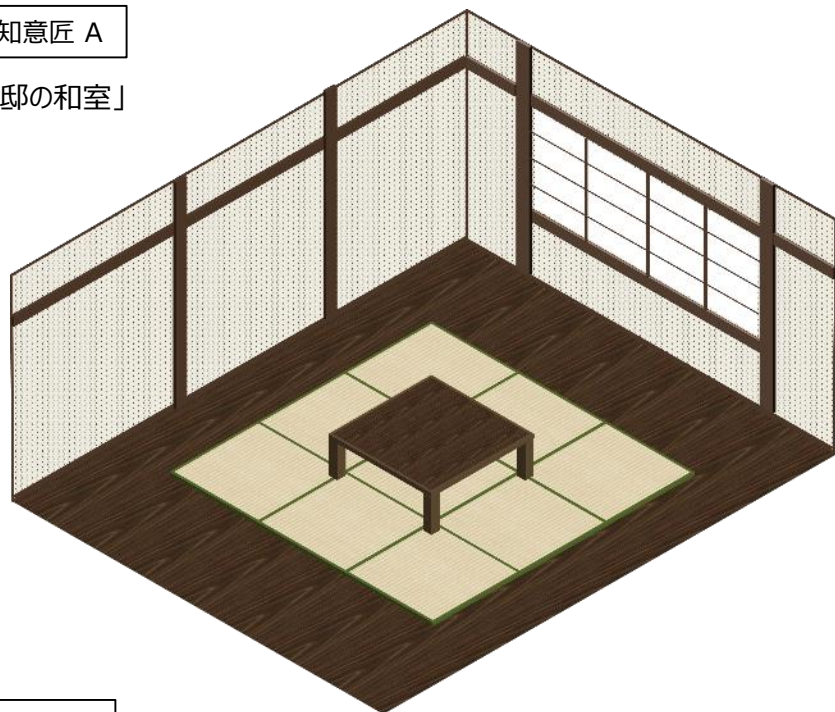
創作容易な内装の意匠の例（案）

※本事例は、置き換えの意匠の考え方のみを説明するためのものであり、新規性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

（a）置き換え

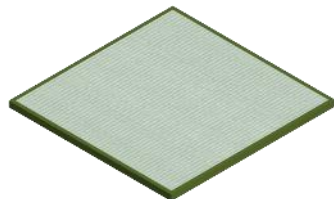
公知意匠 A

「A邸の和室」



公知意匠 B

「置き畳」



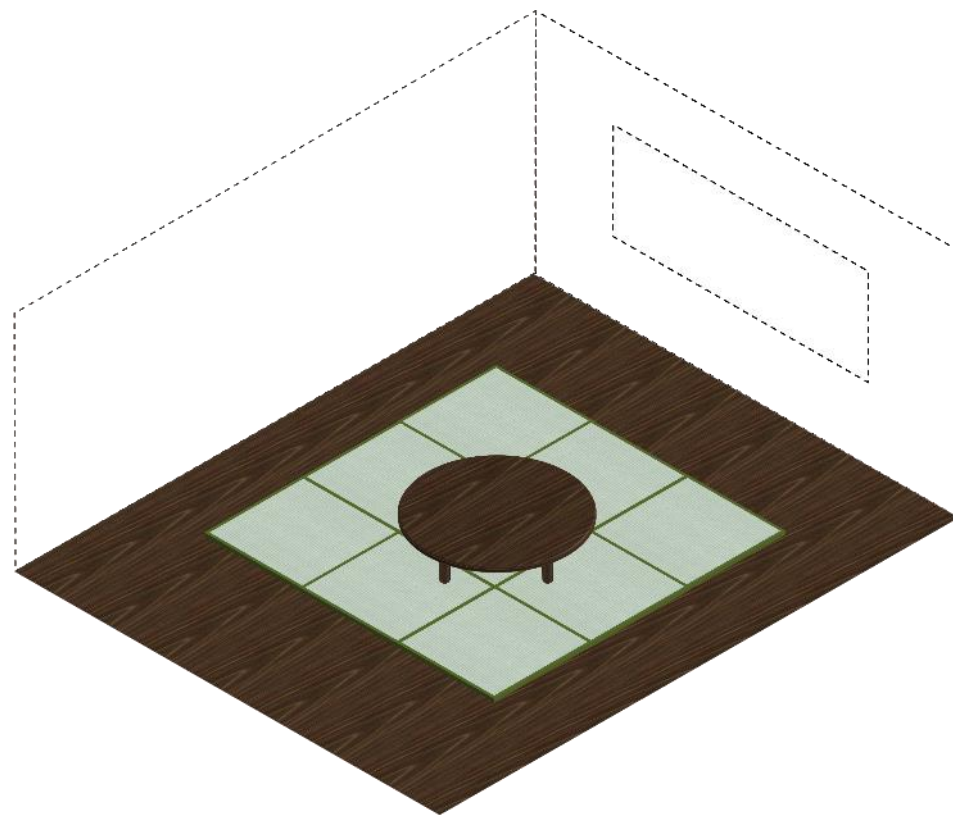
公知意匠 C

「円卓」



出願意匠

「旅館用客室の内装」



公知意匠Aの置き畳を公知意匠Bに、机を公知意匠Cに、それぞれ置き換えたにすぎない。

6. 「内装の意匠」の創作非容易性

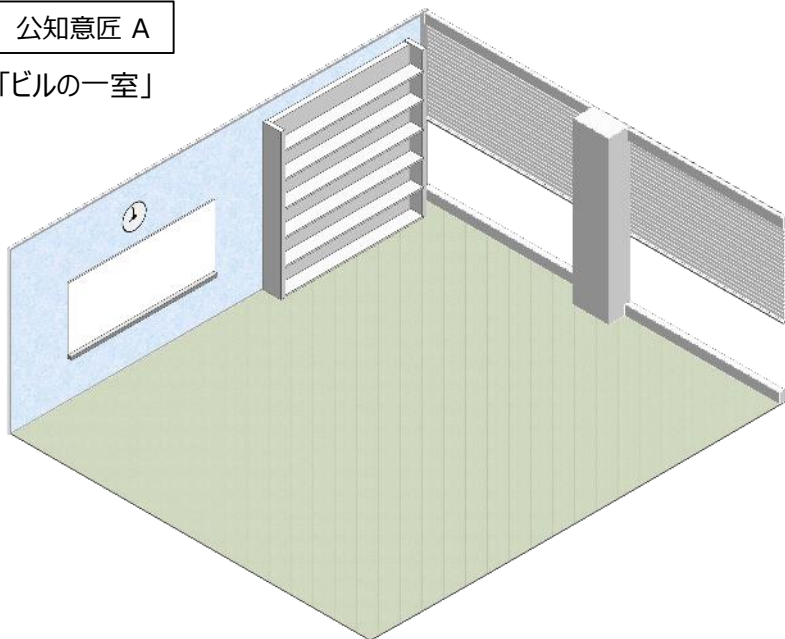
創作容易な内装の意匠の例（案）

※本事例は、寄せ集めの意匠の考え方のみを説明するためのものであり、新規性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

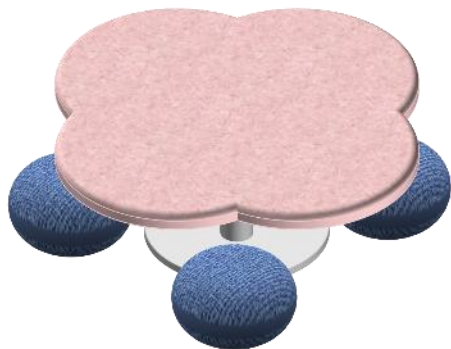
（b）寄せ集め

公知意匠 A

「ビルの一室」

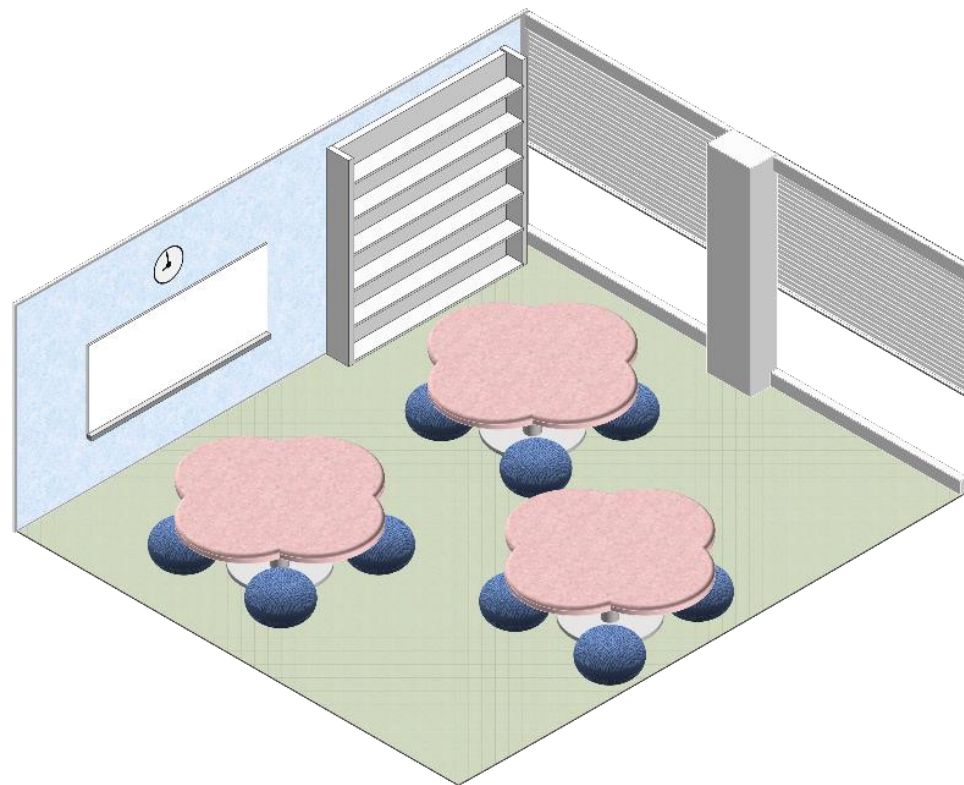


公知意匠 B 「テーブルとスツールのセット」



出願意匠 「託児所の内装」

公知意匠 A の内部に、公知意匠 B を寄せ集めて内装を構成したにすぎない。



※寄せ集めに際しての配置について

本願意匠の属する分野において、本事例中の各什器等の配置はいずれもごく一般的なもの、格別の創意を要するものではないから評価できない。

ただし、当該配置について、本願意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合はこの限りではない。

6. 「内装の意匠」の創作非容易性

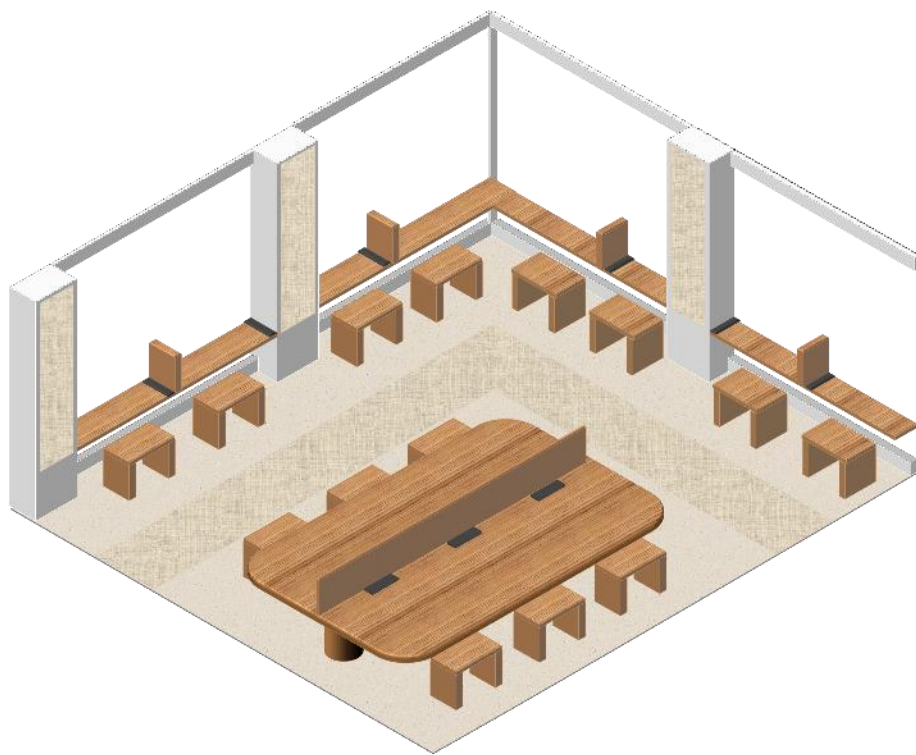
創作容易な内装の意匠の例（案）

※本事例は、一部の構成の単なる削除をした意匠の考え方のみを説明するためのものであり、新規性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

（c）一部の構成の単なる削除

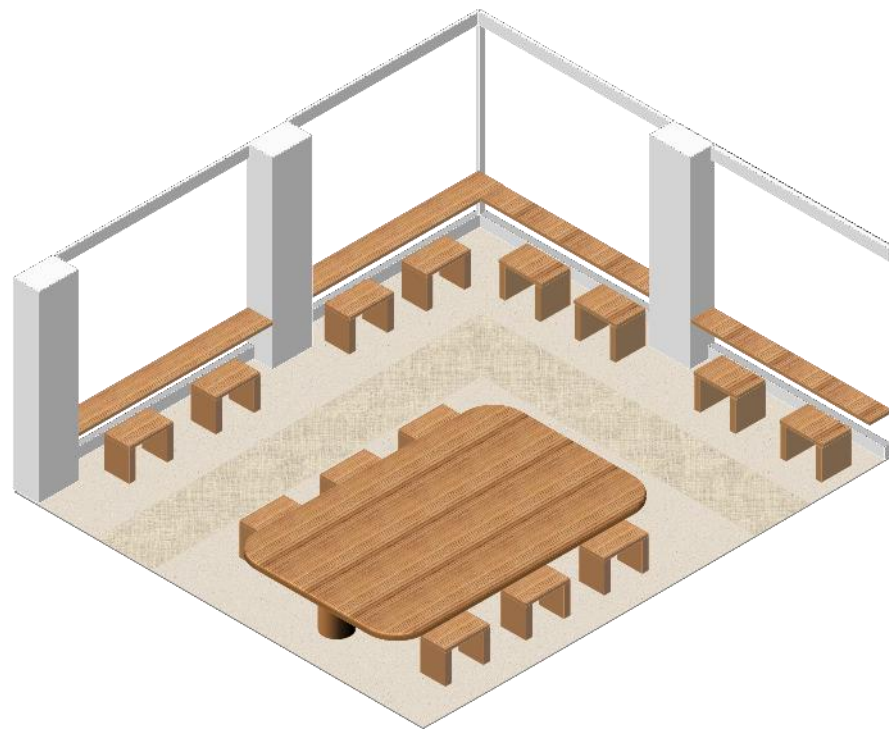
公知意匠

「自習室の内装」



出願意匠

「喫茶店の内装」



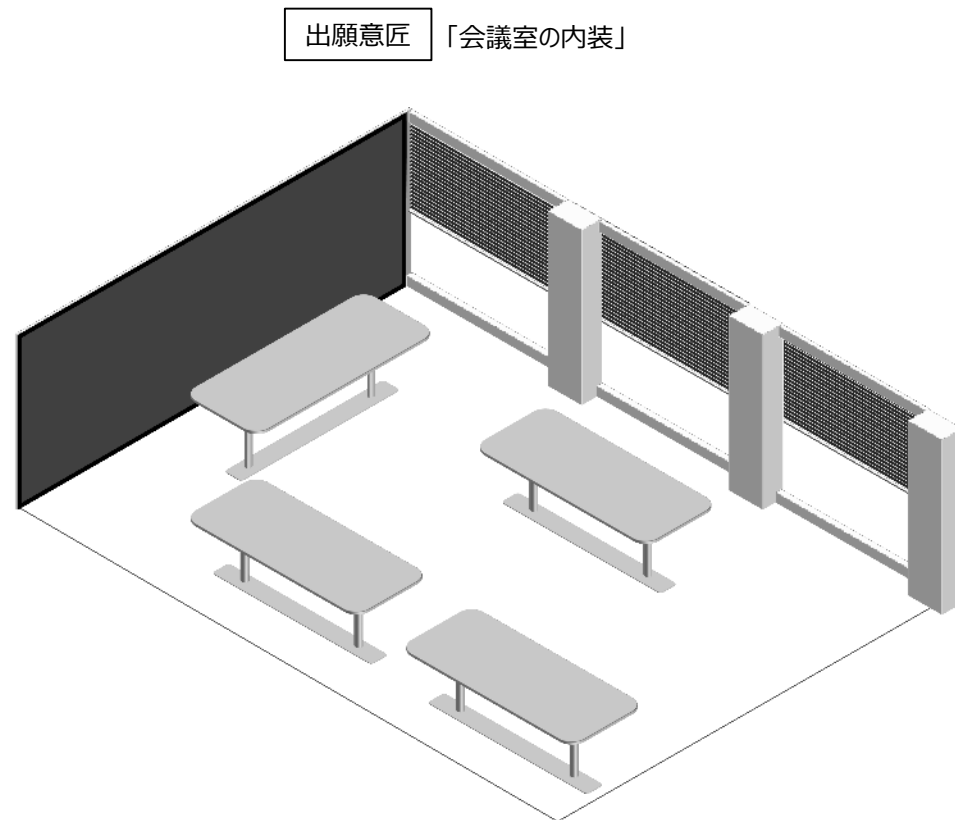
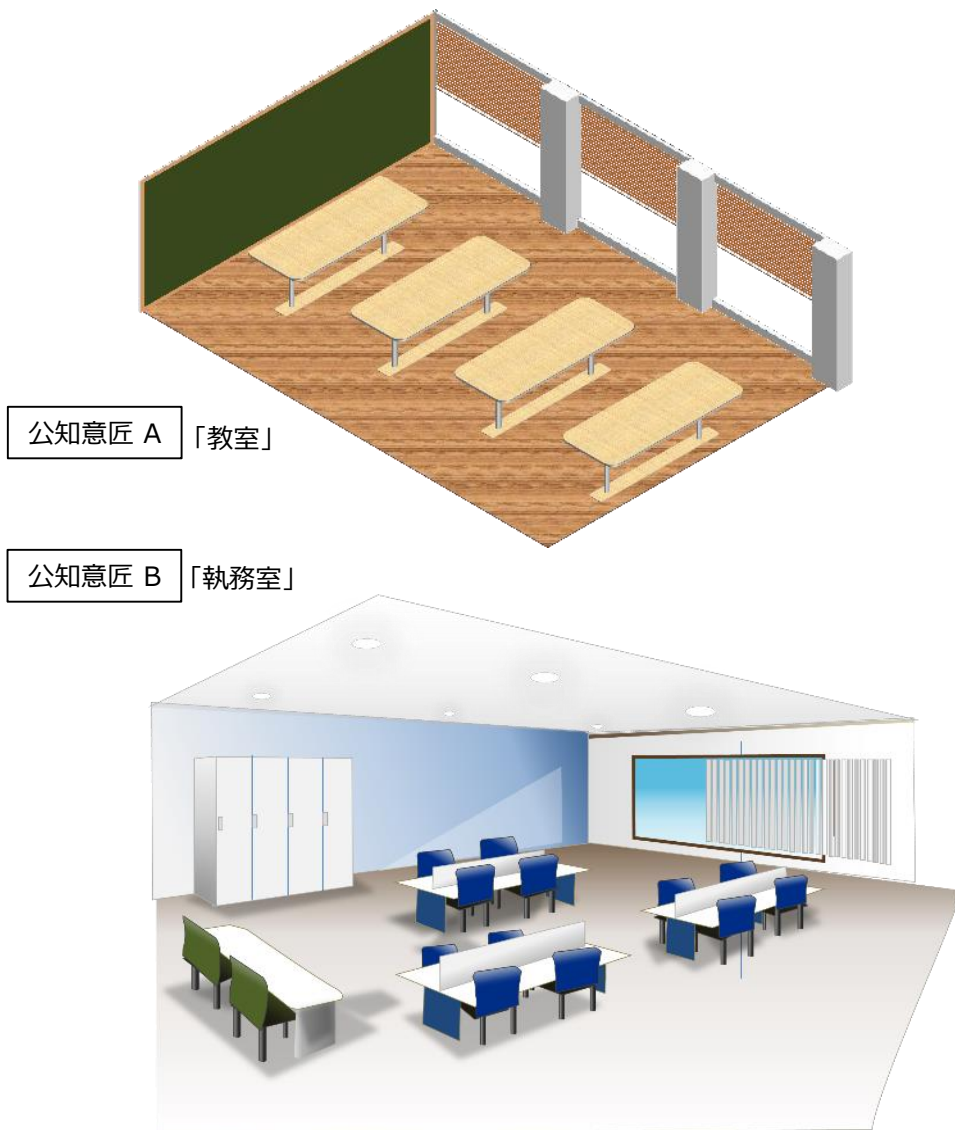
公知意匠のパーティションなど、一部の構成を単に削除して構成したにすぎない。

6. 「内装の意匠」の創作非容易性

創作容易な内装の意匠の例（案）

（d）配置の変更

※本事例は、配置の変更をした意匠の考え方のみを説明するためのものであり、新規性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。



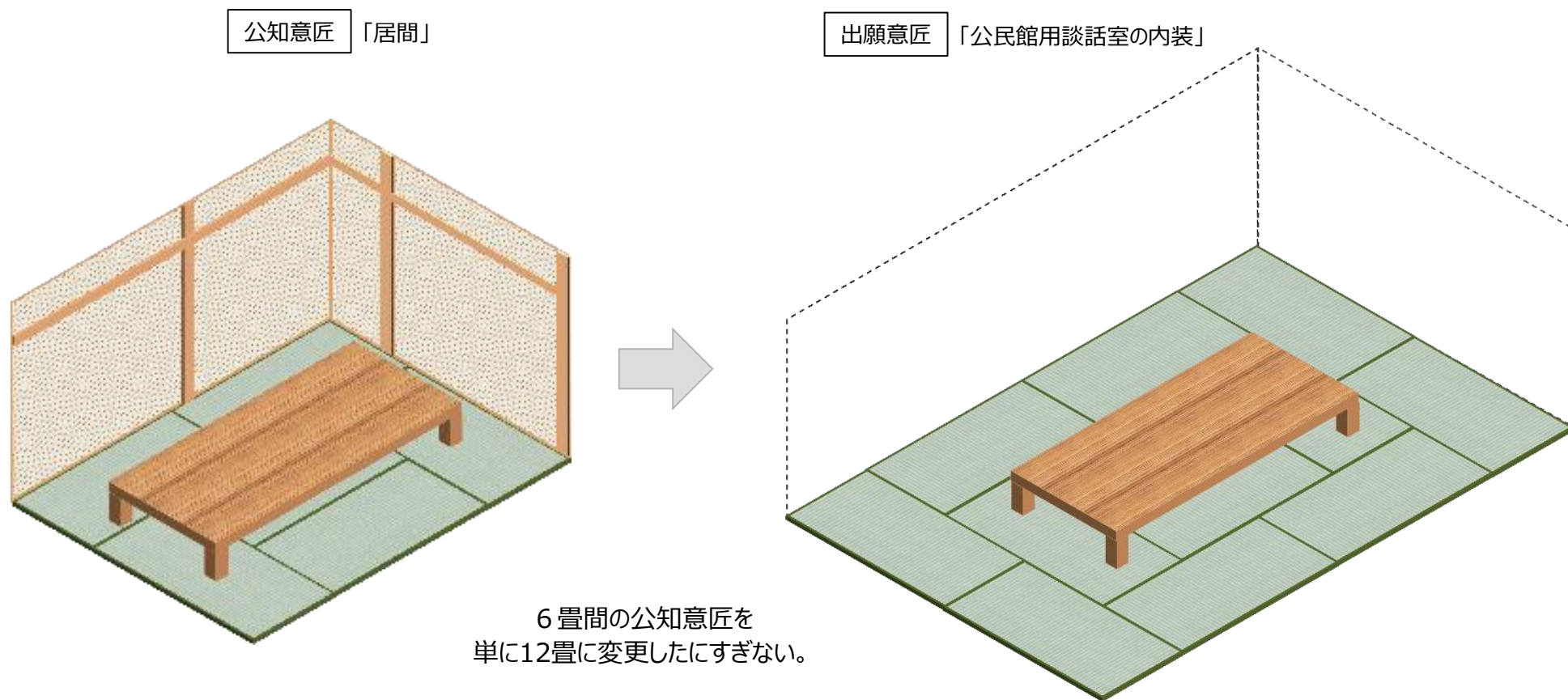
公知意匠Aの机について、公知意匠Bの配置としたにすぎない。

6. 「内装の意匠」の創作非容易性

創作容易な建築物の意匠の例（案）

（e）構成比率の変更

※本事例は、構成比率の変更をした意匠の考え方のみを説明するためのものであり、新規性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。



6. 「内装の意匠」の創作非容易性

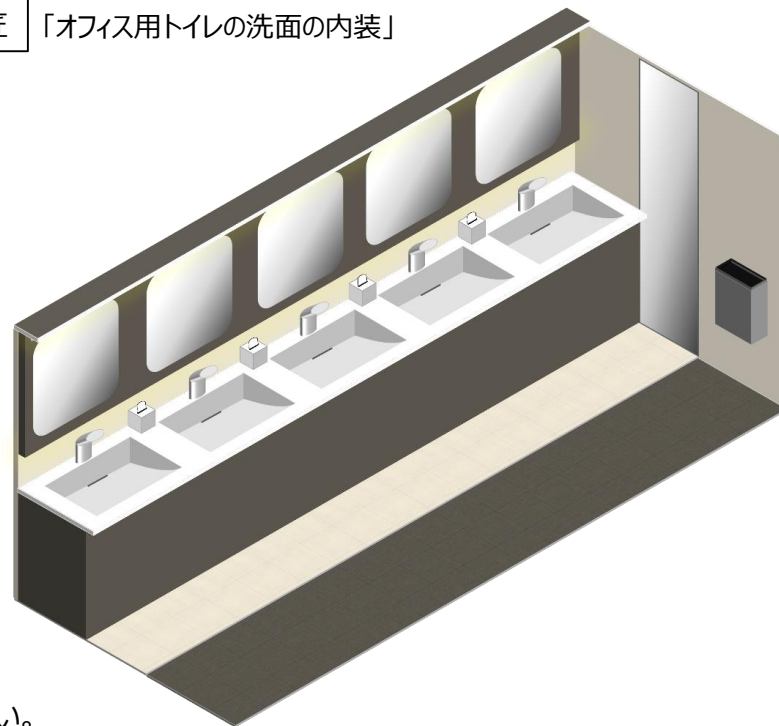
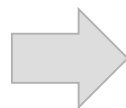
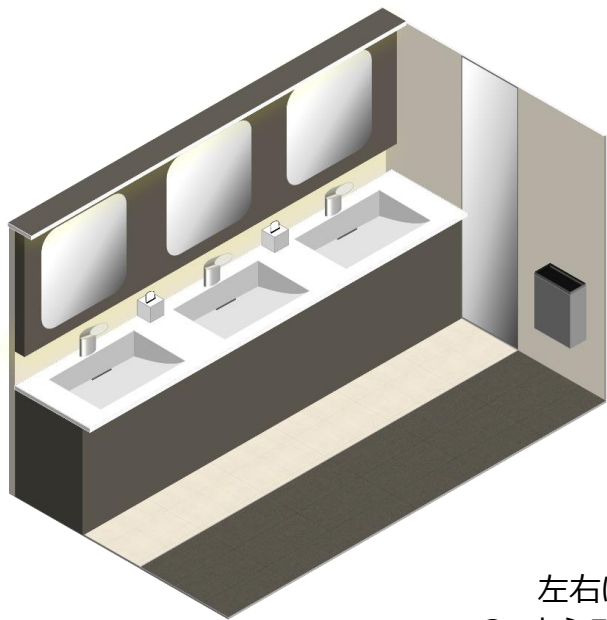
創作容易な建築物の意匠の例（案）

※本事例は、連続する単位を増減させた意匠の考え方のみを説明するためのものであり、新規性等、その他の登録要件について説明するためのものではない。

（f）連続する単位の増減

公知意匠 「オフィス用トイレ」

出願意匠 「オフィス用トイレの洗面の内装」



左右に連続する洗面台の数を
3つから5つに単に増やしたにすぎない。

（g）物品等の枠を超えた構成の利用・転用

例1 著名な漫画に登場する部屋の内装をそのまま表したもの

例2 著名なおもちゃの家の部屋の内装をそのまま表したもの